

# ドイツの連邦奨学金制度 —職業資格の取得の助成—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 渡辺 富久子

## 【目次】

はじめに

- I 教育制度と職業資格の関係
- II 連邦奨学金制度の概要
  - 1 連邦奨学金法の制定経緯
  - 2 連邦奨学金法の概要

おわりに

翻訳：教育訓練の助成に関する連邦法（連邦奨学金法）（抄）

## はじめに

ドイツにおいては、教育に対する投資は、社会における様々な困難を克服するための国家の責務であるという認識がある<sup>(1)</sup>。そのため、公立の学校、職業教育学校及び大学の学費が無料である上に<sup>(2)</sup>、連邦奨学金（*Bundesausbildungsförderung*）という公的な奨学金が存在する。

連邦奨学金は、大学生のほか、職業教育学校生等を対象とする。これらの者は、法律で定められた所得等の要件を満たせば、連邦奨学金を受給することができる。大学生が受給する連邦奨学金は、50%が給付、50%が無利子貸与であり、その他の者については全て給付である。学費が無料であるため、連邦奨学金は、生活費の支援が主な目的とされている<sup>(3)</sup>。2015年に連邦奨学金を受給したのは、大学生が約61万人、その他の者が26万人であった<sup>(4)</sup>。

連邦奨学金は、大学生や職業教育学校生等に対して、学業の修了や職業資格の取得を支援するものである。これは、ドイツが資格社会であることに由来している。ドイツでは、何らかの職業資格を持たなければ、不利な待遇で単純労働者として働かざるを得ない<sup>(5)</sup>。

---

\* 本稿におけるインターネット情報は、2016年11月30日現在である。

(1) Ulrich Ramsauer et al., *Bundesausbildungsförderungsgesetz: Kommentar*, 6., vollständig überarbeitete Auflage, München: Beck, 2016, S. 1.

(2) 詳細は、齋藤千尋・榎孝浩「諸外国における大学の授業料と奨学金」『調査と情報—Issue Brief—』No.869, 2015.7.9, p.5. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9426694\\_po\\_0869.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9426694_po_0869.pdf?contentNo=1)>; 鎌野多美子「ドイツ連邦共和国における高等教育事情—授業料の徴収と撤廃—」『国際研究論叢』26(1), 2012.10, pp.21-37を参照。大学に進学しない者には、一般学校修了後に職業教育を受けることを義務付けられているため、公立で運営される職業教育学校が多い。公立大学は、主に州立大学である。ドイツにおいては、伝統的に州立大学が中心を占めているが、2000年以降私立大学の数が急増し、2015年には、州立大学が238校、私立大学が121校、教会の経営する大学が40校であった。しかし、大学生全体に占める私立大学の学生の割合は、2%程度である。„Hochschulrektorenkonferenz: Hochschulen in Zahlen 2015“. 大学学長会議ウェブサイト <[https://www.hrk.de/uploads/media/2015-05-13\\_Final\\_Hochschulen\\_in\\_Zahlen\\_2015\\_fuer\\_Internet.pdf](https://www.hrk.de/uploads/media/2015-05-13_Final_Hochschulen_in_Zahlen_2015_fuer_Internet.pdf)>を参照。

(3) 山下和茂「アメリカ・ドイツにおける奨学金事情」『大学と学生』No.354, 1995.1, p.41.

(4) „Zu den heute vom Statistischen Bundesamt veröffentlichten Zahlen der BAföG-Empfängerinnen und –Empfänger 2015 sagt Bundesbildungsministerin Johanna Wanka:“, Bundesministerium für Bildung und Forschung ウェブサイト <<https://www.bmbf.de/de/zu-den-heute-vom-statistischen-bundesamt-veroeffentlichen-zahlen-der-bafoeg-3222.html>>を参照。

そのため、公的な職業訓練や職業教育が重視されており、制度面でも充実している。大学でも、医学部や法学部、教育学部等の卒業後に国家試験<sup>(6)</sup>を受験する条件として2年程度の実務修習が義務付けられているが、その他の学部でも自発的に数か月の企業実習を行う大学生が非常に多い。大学の課程修了により得た専攻を表す肩書きは絶対視されており、大学卒業資格は、高度な専門職業資格とみなされている<sup>(7)</sup>。なお、職業資格とは、職業訓練又は国家試験を受けて当該職業に就くことを許可するものである。それに対し、大学卒業資格（国家試験の合格をもって取得するものを除く。）は知識を証明するものであり、特に、ホワイトカラー職に就くことを可能とする<sup>(8)</sup>。職業資格又は大学卒業資格を有することは、ドイツにおいて、安定した職業生活を送るために必須とされている。

本稿では、教育及び就業の機会平等を目的とした、職業資格取得までの教育の支援としての連邦奨学金の制度を紹介する。第I章では教育制度と職業資格の関係を、第II章で連邦奨学金の制度の概要を述べる。あわせて、連邦奨学金法の主な規定を訳出する。

## I 教育制度と職業資格の関係

ドイツにおいては、伝統的に学校教育と職業教育が一体となっており<sup>(9)</sup>、学校教育の最終的な目標は、職業資格の取得であるともいえる。連邦奨学金制度の理解に資するため、最初にドイツの教育制度と職業資格取得の概要を紹介する。

初等教育から高等教育までの教育行政を所管するのは、連邦ではなく州である。そのため、16州それぞれが独自の教育制度を有している<sup>(10)</sup>。この状況は、旧西独と旧東独が1990年に統一したことによって一層複雑さを増しており、義務教育の年数や学校の種類の名称も州によって様々である。以下では、ニーダーザクセン州を例に、教育制度を紹介する<sup>(11)</sup>。次ページに、「図1 ニーダーザクセン州の一般学校教育制度」及び「図2 ニーダーザクセン州の職業教育制度」を付した。

### (1) 義務教育期間

ニーダーザクセン州では、義務教育（*Schulpflicht*）の期間は12年である。一般学校教育を9～10年間（およそ日本の小学校及び中学校に当たる期間）受けた後に、大学進学準備

---

(5) ベレーナ・カレンベルク「第9章 学校教育」大西健夫、U. リンス編『ドイツの社会—民族の伝統とその構造—』早稲田大学出版部、1992、p.178を参照。

(6) 法学部の場合には、第1次国家試験の合格により学業を修了し、続いて第2次国家試験（実務修習及び最後の筆記試験）がある。裁判官や検事になる場合には、第2次国家試験に合格しなければならない。小野秀誠「ドイツの法曹養成制度」『法律時報』78(2)、2006.2、pp.68-70；村上淳一・守矢健一「XII 学生生活と法曹養成」『ドイツ法入門 改訂第6版』有斐閣、2005、pp.242-252。教員資格については、木戸裕「ドイツの教員養成法」『外国の立法』No.234、2007.12、pp.113-173 <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000293\\_po\\_023402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000293_po_023402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)を参照。

(7) 小松君代「ドイツにおける学校教育と職業教育」『四国大学経営情報研究所年報』No.21、2016.3、p.13。

(8) 近年大学進学率は上昇したが、これに伴い職業訓練を受ける者が減るという問題が生じている。そのため、職業訓練の再評価の必要性が認識されている（連邦議会2016年6月2日決議。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/8614）。大学においても、企業における訓練を義務付けて平行して行うデュアル・スタディ（*Duales Studium*）の試みがある。第18議会期の連邦政府（キリスト教民主・社会同盟と社会民主党）は、その連立協定において、職業訓練と大学教育を双方向的に行うことを容易にする政策を提言している。

(9) カレンベルク 前掲注(5)、p.177。

(10) ドイツの教育制度については、木戸裕「現代ドイツ教育の課題—教育格差の現状を中心に—」『レファレンス』703号、2009.8、pp.1-29。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999595\\_po\\_070301.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999595_po_070301.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)を参照。

(11) ニーダーザクセン州は、ドイツの北西部に位置し、人口は約780万人である。州都はハノーファー。ニーダーザクセン州の教育制度は、ニーダーザクセン州学校法に基づく。Niedersächsisches Schulgesetz vom 3. März 1998 (Nds. GVBl. S. 137)。

のためのギムナジウム上級段階（およそ日本の普通科高校に相当）に通学しない場合には、残りの期間、職業教育を受けなければならない（Berufsschulpflicht）。

## (2) 一般学校教育

### ①初等・中等教育

日本の小学校に当たるのは基礎学校（Grundschule）といい、4年間通学する（初等教育）。その後、ほぼ成績による振り分けで、基幹学校（Hauptschule）（5年制。ただし、各学校は、第10学年のクラスを設置することができる<sup>(12)</sup>。）、実科学校（Realschule）（6年制）、ギムナジウム（Gymnasium）（9年制）又は上級学校（Oberschule）に分かれる（中等教育）。これらの学校を総称して、「継続一般学校」という。基幹学校及び実科学校を卒業した者は、主に職業訓練を受けることになり<sup>(13)</sup>、ギムナジウムを卒業した者は、主に大学に進学することになる。ギムナジウムは、最初の6年間（前期中等教育）と最後の3年間のギムナジウム上級段階（後期中等教育）に分かれる。上級学校は、基幹学校、実科学校及びギムナジウムの全ての課程を有する学校である<sup>(14)</sup>。

### ②「第2の教育の道」

さらに、「第2の教育の道（Der zweite Bildungsweg）」がある<sup>(15)</sup>。これは、社会人としての経験後に大学入学資格を取得することを可能にする制度である。このための学校には、夜間ギムナジウム（Abendgymnasium）やコレーク（Kolleg）がある<sup>(16)</sup>。

## (3) 高等教育

ギムナジウムの卒業時には、大学入学資格試験（アビトゥア）を受け、その結果により大学入学資格を取得して卒業する。大学には、総合大学（Universität）と専門大学（Fachhochschule）がある<sup>(17)</sup>。大学卒業資格は、前述のとおり、高度な専門職業資格とみなされる。

## (4) 職業教育

### ①職業訓練

一般学校教育9～10年の後の職業教育としては、主に、職業訓練（Berufsausbildung）の制度がある<sup>(18)</sup>。この制度は、職業訓練法及び手工業法に基づき<sup>(19)</sup>、公立の職業学校

(12) ドイツでは、学年は、基礎学校の第1学年から通算して数えられる。そのため、基幹学校の5年間は第5学年から第9学年までとなる。

(13) 基幹学校よりも、実科学校の方が教育レベルが高い。実科学校の修了者はほぼ全ての職業の訓練を受けることができるが、基幹学校の修了者は、訓練を受けることができない職業がある。

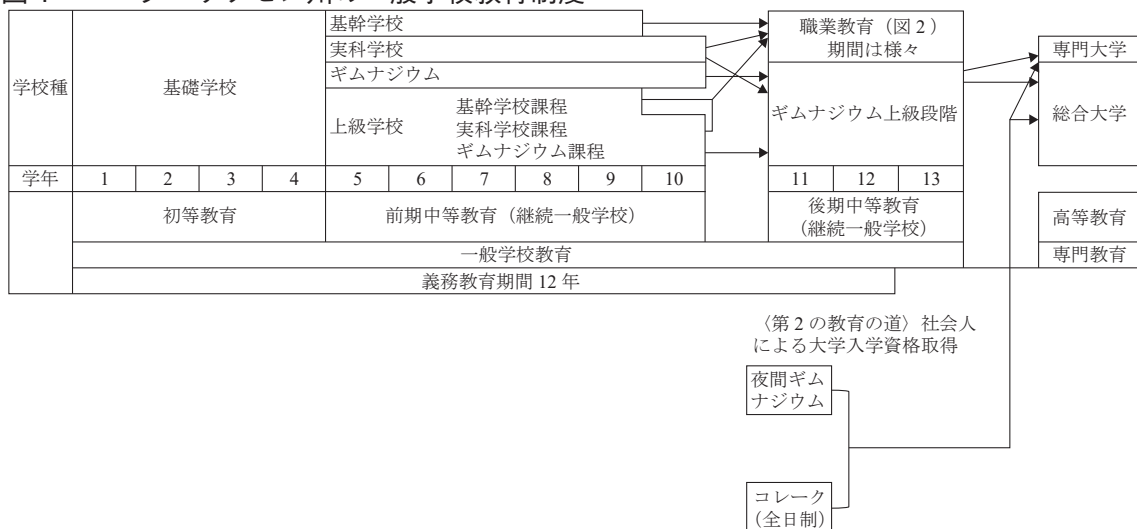
(14) 近年、基幹学校や実科学校を廃止して、あらゆる成績の生徒が通うことのできるこのような学校を設けている州が多い。他の州では、このような学校は、総合学校（Gesamtschule）や共同学校（Gemeinschaftsschule）などと呼ばれることもある。これは、基幹学校のイメージが低下したこと、4年間の基礎学校修了後の生徒の進路を決めることにより生徒のモチベーションが下がることなどが背景にある。„Abgeschrieben“, *Handelsblatt*, 10. Juni 2015, S. 12f. ただし、上級学校における修了資格は、在籍した年数又は課程に応じて基幹学校、実科学校又はギムナジウムいずれかの修了資格であることに変わりはない。2013年の大学入学資格取得者は319,293人、実科学校修了資格取得者は377,364人、基幹学校修了資格取得者は151,314人、いずれの修了資格も有さない者（基幹学校修了資格を取得できなかった者）は46,295人であった。Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Bildung und Forschung in Zahlen 2015*, 2015, S. 35.

(15) 「第2」とは、ギムナジウムを経て大学へ進学する通常のコースに対する意味である。加藤雅彦ほか編『事典現代のドイツ』大修館書店, 1998, p.555.

(16) 夜間ギムナジウムは、職業に従事する者が、大学入学資格を取得するための定時制学校である。コレークは、大学入学資格を取得するための全日制の学校である。夜間ギムナジウム及びコレークの入学条件は、①19歳以上、②職業訓練修了又は2年以上の就労経験、③実科学校修了である。Ramsauer et al., *op.cit.*(1), S. 37f.

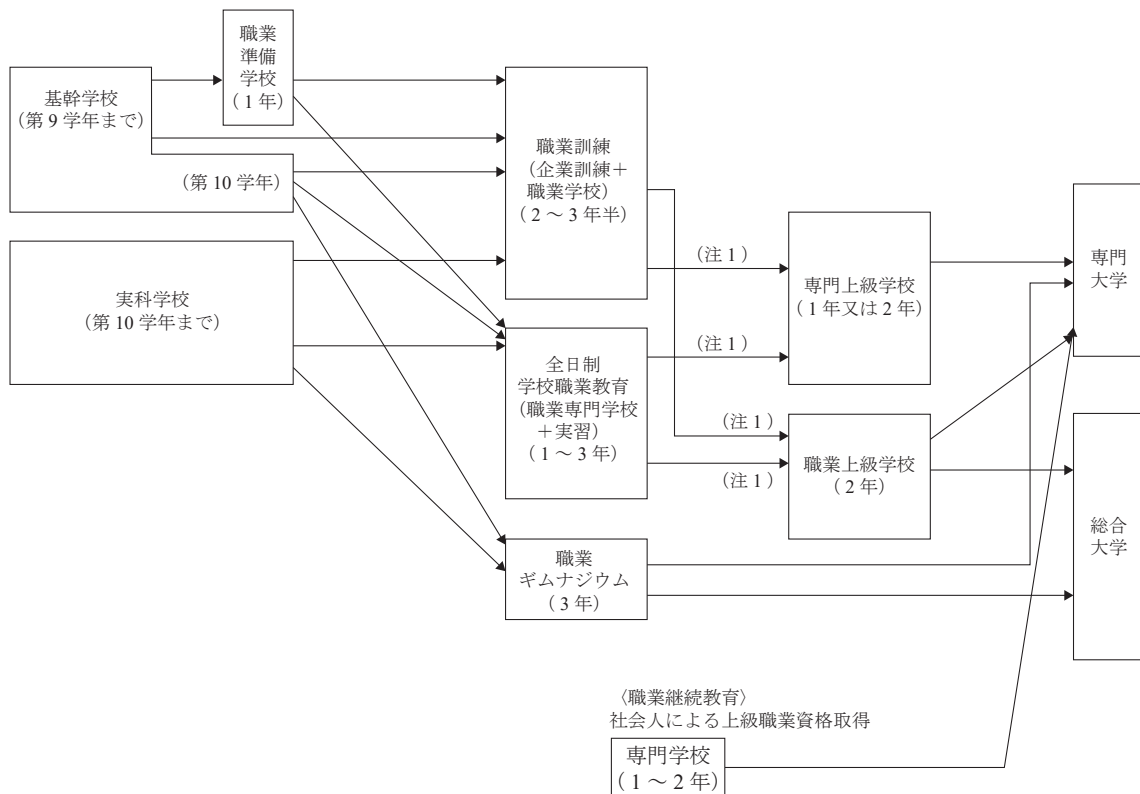
(17) ドイツ全体で、総合大学は182校及び専門大学は241校ある。専門大学への入学は、特定の分野に特化した入学資格（Fachhochschulreife）の取得で可能である。2013年に総合大学入学資格を有していたのは18～21歳までの者全体のうち40%、専門大学入学資格を取得したのは12%であった。Bundesministerium für Bildung und Forschung, *op.cit.*(14), S. 42, 51. 専門大学とは、単科大学をいう。

図1 ニーダーザクセン州の一般学校教育制度



(出典) „Allgemein bildende Schulen“. ニーダーザクセン州文部省ウェブサイト 〈[http://www.mk.niedersachsen.de/schule/unsere\\_schulen/allgemein\\_bildende\\_schulen/](http://www.mk.niedersachsen.de/schule/unsere_schulen/allgemein_bildende_schulen/)〉等を基に筆者作成。

図2 ニーダーザクセン州の職業教育制度



(注1) かつ、実科学校修了資格を要する。

(出典) „Berufsbildende Schulen“. ニーダーザクセン州文部省ウェブサイト 〈[http://www.mk.niedersachsen.de/schule/unsere\\_schulen/berufsbildende\\_schulen/](http://www.mk.niedersachsen.de/schule/unsere_schulen/berufsbildende_schulen/)〉等を基に筆者作成。



(Berufsschule)に通学して職業理論や一般教養を学びながら、企業で実践的な訓練を受け、職業資格を取得するものである(2~3年半)。この職業訓練制度は、「デュアルシステム(二元的な教育)」と通称されている。職業訓練を受けるには、企業と訓練契約を結ぶことが必要である<sup>(20)</sup>。対象となる職種は、金属工や大工、販売員等約330にのぼる<sup>(21)</sup>。

## ②職業準備学校

企業と訓練契約を結ぶことができなかつた生徒のためには、職業準備学校(Berufseinstiegschule)がある(1年)。基幹学校を修了していない者も職業準備学校に通学することができ、基幹学校修了資格を取得して卒業する<sup>(22)</sup>。

## ③全日制学校職業教育

デュアルシステムのほかに、看護師や介護士、保育士等の職業のために、「全日制学校職業教育(schulische Ausbildung)」と呼ばれるものがある<sup>(23)</sup>。これは、州法に基づく制度である。この制度では職業専門学校(Berufsfachschule)に通学し、全日制の教育により職業理論や技能を学ぶ。期間中、実習(Praktikum)も行われ、職業資格を取得して卒業する(1~3年)。職業専門学校には、民間の学校もある。

## ④上級の職業教育学校

実科学校修了資格を有した上で職業学校や職業専門学校を修了すると、上級の職業教育学校である専門上級学校(Fachoberschule)や職業上級学校(Berufsoberschule)への通学が可能となる。これらの上級の職業教育学校においては、大学入学資格を取得することができる。

## ⑤職業ギムナジウム

職業ギムナジウムは、特に技術分野及び保健福祉分野の職業教育に重きを置いたギムナジウムである。基幹学校又は実科学校を良好な成績で修了した者が入学することができる。職業ギムナジウムにおいては大学入学資格を取得することができるため、一般学校としてのギムナジウムに通わずに、特定分野の知識及び実務経験を重点的に習得して大学進学を希望する者が主に入学する。職業資格を取得することもできる職業ギムナジウムもある<sup>(24)</sup>。

## ⑥職業継続教育

職業資格を取得して既に働いた経験があり、さらに上級の職業資格を取得したい者のためには、「職業継続教育(berufliche Weiterbildung)」の提供機関として専門学校(Fachschule)

(18) 職業訓練の制度については、小松君代「ドイツの学校修了生と職業訓練」『四国大学紀要』(人文・社会科学編)34号, 2010, pp.25-33を参照。職業訓練の費用は、職業学校については州及び自治体が負担し、企業における訓練については当該企業が負担する。企業における訓練については、職業訓練生に対して500~1,000ユーロ程度の手当が支給される。1ユーロは、114円である(平成28年11月分報告省令レート)。

(19) 職業訓練制度は、企業が関わるために純粋な学校教育ではないとされている。そのため、同制度は、経済分野の連邦法である職業訓練法(Berufsbildungsgesetz vom 23. März 2005)(BGBl. I S. 931)及び手工業法(Handwerksordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 24. September)(BGBl. I S. 3074; 2006 I S. 2095)において定められている。職業訓練制度については、佐々木英一「ドイツにおける後期中等教育後の教育機関における職業教育の現状」『追手門学院大学心理学部紀要』7巻, 2013.3, pp.21-56を参照。

(20) 基幹学校や実科学校の生徒が職業訓練を希望する場合には、学校の最終学年において、企業と訓練契約を結ぶための活動を行う。岩井清治「ドイツにおける若年失業防止施策と課題」『桜美林論考・桜美林エコノミクス』1号, 2010.3, p.244。

(21) Berufsinstitut für Berufsbildung, Bekanntmachung des Verzeichnisses der anerkannten Ausbildungsberufe und des Verzeichnisses der zuständigen Stellen vom 19. Juni 2015 <[https://www.bibb.de/dokumente/pdf/Verzeichnis\\_anerker\\_AB\\_2015.pdf](https://www.bibb.de/dokumente/pdf/Verzeichnis_anerker_AB_2015.pdf)>を参照。

(22) 基幹学校修了資格を有さなければ、雇用上不利な立場に置かれる。このような者には、働きながら又は後日に、基幹学校修了資格や職業資格を取得することが推奨されている。

(23) 保健福祉分野のほかに、例えば外国語やIT等の分野がある。

(24) Ramsauer et al., *op.cit.*(1), S. 33. 職業ギムナジウムを、専門ギムナジウム(Fachgymnasium)と呼ぶ州もある。職業ギムナジウムは、連邦奨学金法第2条第1項第1号に規定する「継続一般学校」に含まれるが、ニーダーザクセン州の分類では、職業教育学校に含まれている。

が存在する（2年）。専門学校修了後は、専門大学入学資格を取得することができる。

以上の職業教育に関係する学校を総称して、職業教育学校（berufsbildende Schule）という。職業教育の制度は複線的であり、意欲があれば、後からでも上級の職業資格を取得できるようになっている。上級の職業資格を有するほど、失業のリスクにさらされるおそれは低下する<sup>(25)</sup>。

このように、ドイツにおいては、一般学校を修了した後で職業教育を受けても、大学に進学しても、専門的な職業資格又はそれに準じる大学修了資格を取得することになる。職業資格はドイツ社会において大きな意味を有しており、各々が自分に適した職業を身につけ、社会の中で自己をいかしつつ、自活する能力を養うことが期待されている。

## II 連邦奨学金制度の概要

これまで述べてきたように、ドイツにおいては、主に学校教育によって取得可能な職業資格が重視されるため、教育の機会平等を保障することが重要であるとされている。教育については州が立法権限を持っていることから、ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当する。以下「基本法」という。）には教育を受ける権利が定められていない<sup>(26)</sup>。しかし、大学への入学を求める権利として、「教育訓練機関（Ausbildungsstätte）（大学等を含む一筆者注）を自由に選択する権利（第12条第1項）」、「法の前の平等（第3条）」及び「社会国家原理（Sozialstaatsprinzip）（第20条）」がある<sup>(27)</sup>。また、第2条の「人格を自由に発展させる権利」も、各人が才能に適した教育を受ける権利を含むとして、大学への入学を求める権利と関連ある規定とされている<sup>(28)</sup>。これらの規定により、国家は、収入の少ない親の子に対しても、無理のない金銭的負担で職業教育学校や大学への入学が可能となるような措置を義務付けられていると解されている<sup>(29)</sup>。連邦奨学金の制度は、この教育の機会平等の原則に基づくものである。

### 1 連邦奨学金法の制定経緯

奨学金の制度が大きく発展したのは、第二次世界大戦後である。それ以前は、大学等の教育機関を設置して、その物件費や人件費を負担するのが国の任務であり、学生個人の教育や生活のための費用を用意するのは親の役割であるとみなされてきた。

---

(25) ドイツの職業教育の概要については、カレンベルク 前掲注(5), pp.177-182を参照。

(26) 教育を受ける権利や義務教育については、州の憲法で定められている。ペーター・M. フーバー（甲斐素直 翻訳監修、栗島智明訳）「ドイツにおける教育を受ける権利」『日本法学』81(3), 2015-12, pp.53-82を参照。

(27) ドイツでは、大学入学資格を有すれば、一般的に、希望する学部に進学することができる。しかし、1960年代後半、進学希望者の多い医学部等において入学者選抜が導入された。この入学者選抜の合憲性をめぐる1972年7月18日の連邦憲法裁判所判決において、これら基本法の規定から教育機関への入学請求権が導かれると示された。ただし、入学者選抜は、基本法第12条第1項第2文（職業の遂行は、法律により規制することができる旨を定める。）を根拠として、厳格な比例性原則に基づいて行う限り、基本法の要件に合致するとされた。詳細は、戸波江二「46 教育場所選択の自由と大学入学請求権一定数制判決—」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例第2版』信山社出版, 2003, pp.283-288を参照。なお、「社会国家原理」については基本法第20条が定めており、その主な内容は、①社会給付、②機会平等、③公正な社会秩序である。Hans D. Jarass et al., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland*, 9. Auflage, München: Beck, 2007, S. 506ff.

(28) Ingo von Münch und Philip Kunig, *Grundgesetz Kommentar*, Band 1, 6., neubearbeitete Auflage, München: Beck, 2012, S. 643.

(29) *ibid.*, S. 982.

1955年に文部大臣会議（Ständige Konferenz der Kultusminister）<sup>(30)</sup>と西ドイツ大学学長会議（Westdeutsche Rektorenkonferenz）<sup>(31)</sup>が共同開催した大学改革会議（Hochschulreformtagung）<sup>(32)</sup>は、優秀な学生及び困窮した学生に対する奨学金制度の創設を勧告し、勧告は1957年から実施された。この奨学金は、総合大学の学生を対象としたもので、費用は連邦と州が半分ずつ負担した。しかし、当時、奨学金に関する立法権限は州が有していたため、この奨学金は、連邦の毎年の予算法を根拠とするのみであった<sup>(33)</sup>。

他方、継続一般学校や職業教育学校の生徒、専門大学の学生のための奨学金は、各州の法令に基づく制度として1950年頃から存在していた。よって、奨学金受給の要件やその額等は、州によって異なるという状況であった。なお、費用は、州が全額を負担していた。

これらの奨学金制度を連邦全体で統一した方がよいとの議論は1950年代末期からあったが、奨学金についての立法権限を連邦に与えることに州が反対していたため、長らく実現されないうでいた<sup>(34)</sup>。しかし、1969年に至って基本法が改正され<sup>(35)</sup>、連邦に対して、奨学金について立法する権限が与えられた（基本法第74条第1項第13号）。

この基本法の改正を受け、1969年に教育訓練助成法<sup>(36)</sup>が制定された（1970年7月1日施行）。これは、継続一般学校と職業教育学校の生徒を対象とするものであった。この制度においては、連邦が奨学金の費用を、州が事務費用を負担した。法律が大学を対象としなかったのは、資金が不足していたためとされている<sup>(37)</sup>。

しかし、その後間もなく、包括的な奨学金制度を定める連邦奨学金法<sup>(38)</sup>が制定された（1971年9月1日施行）。この法律の正式名称は、「教育訓練の助成に関する連邦法」という。連邦奨学金は、諸々の奨学金制度を統一したもので、継続一般学校及び職業教育学校の生徒並びに大学生を対象とする。連邦奨学金法の主な目的は、①国民の潜在的な能力を教育により開発すること<sup>(39)</sup>、②教育の機会平等を実現することであった<sup>(40)</sup>。法律の施行直後の1972年には、大学入学者60万6千人中の約45%に当たる27万人の大学生が連邦奨

(30) 文部大臣会議（1948年～）は、各州の教育及び研究を所管する大臣が月に1回集う会議である。各州の独自の教育政策が阻害されない範囲で、最低限の共通事項等を検討し、決議や勧告を行ったり、取決めを結んだりする。„Aufgaben der Kultusministerkonferenz“ <<https://www.kmk.org/kmk/aufgaben.html>>. 文部大臣会議ウェブサイトを参照。

(31) 西ドイツ大学学長会議は1949年に設置された任意の団体で、東西ドイツ統一後の1990年からは大学学長会議（Hochschulrektorenkonferenz）として存続している。現在、ドイツの全大学の94%に当たる268の大学が参加しており、大学運営について意見交換を行い、共通の立場の形成に努めている。„Aufgaben und Struktur“. 大学学長会議ウェブサイト <<https://www.hrk.de/hrk/aufgaben-und-struktur/>>を参照。

(32) 西ドイツ大学学長会議が主催した2回目の会議（1回目は1952年）で、Bad Honnef（ノルトライン・ヴェストファーレン州）において、1955年10月19日から21日に開かれた。Gerhard Kath, *Das soziale Bild der Studentenschaft in Westdeutschland und Berlin*, Bonn: Studentenwerk, 1960, S. 62. Sozialerhebung ウェブサイト <[http://www.sozialerhebung.de/archiv/download/04/soz04\\_1959\\_gesamt.pdf](http://www.sozialerhebung.de/archiv/download/04/soz04_1959_gesamt.pdf)>

(33) Deutscher Bundestag, *Drucksache V/1580*, S. 6, 12.1964年には、学術及び研究の振興のための連邦及び州の行政協定が締結され、奨学金の費用負担についても定められた。Verwaltungsabkommen zwischen Bund und Ländern zur Förderung von Wissenschaft und Forschung vom 4. Juni 1964.

(34) Christian Flämig, *Handbuch des Wissenschaftsrechts*, Band 1, Berlin: Springer-Verlag, 1982, S. 700f.

(35) Zweiundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes vom 12. Mai 1969 (BGBl. I S. 363). 連邦が立法権限を有する事項は、基本法に専属的立法権限（第71条）又は競合的立法権限（第74条）として列挙されており、それに該当しない事項については州が立法する。

(36) Ausbildungsförderungsgesetz vom 19. September 1969 (BGBl. I S. 1719).

(37) Flämig, *op.cit.*(34).

(38) Bundesgesetz über individuelle Förderung der Ausbildung (Bundesausbildungsförderungsgesetz – BAföG) vom 26. August 1971 (BGBl. I S. 1409).1969年に制定された教育訓練助成法は、1971年9月30日をもって失効した。

(39) これは、「教育予備軍（Bildungsreserve）の活性化」という言葉でも表現されていた。„Die Geschichte des BAföG von 1972 bis heute“. Studies Online ウェブサイト <<http://www.bafog-rechner.de/Hintergrund/geschichte.php>>を参照。

(40) Ramsauer et al., *op.cit.*(1), S. 21.



学給を受給した<sup>(41)</sup>。

その後、連邦奨学金法は、直近の2016年8月1日施行の改正<sup>(42)</sup>までに66回の改正があった。主な改正の概要は、「表1 連邦奨学金法の改正の概要」に掲載した。当初は、連邦奨学金の全てが給付であったが、70年代半ばから、大学生に対する連邦奨学金には貸与部分が導入され<sup>(43)</sup>、財政状況が悪化した1983年には全て貸与となった<sup>(44)</sup>。卒業後の返済の負担を軽減するために、現在のような50%給付及び50%貸与とされたのは、1990年である<sup>(45)</sup>。大学生に対する連邦奨学金について、このように給付と貸与の割合の変遷があったのは、主に国家の財政事情によるものである<sup>(46)</sup>。

連邦奨学金の額は、物価や平均所得の変動を踏まえて2年ごとに見直されるが、必ずしも毎回引き上げられるとは限らない。特に2000年以降、額が数年据え置かれた後で6~10%の引上げが行われている。2000年以降の全大学生に占める連邦奨学金受給者の割合は、約16~19%の間で推移している<sup>(47)</sup>。

表1 連邦奨学金法の改正の概要

施行日	法律
	原語
	法律の概要
1971.9.1	連邦奨学金法
	Bundesausbildungsförderungsgesetz vom 26. August 1971 (BGBl. I S. 1409)
	奨学金は、原則として、全て給付であった。
1974.8.1	連邦奨学金法第2次改正法
	Zweites Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 31. Juli 1974 (BGBl. I S. 1649)
	大学生に対する奨学金の一部が貸与となった。
1983.8.1	1983年予算附属法
	Haushaltsbegleitgesetz vom 20. Dezember 1982 (BGBl. I S. 1857)
	大学生に対する奨学金を全て貸与とした。継続一般学校及び一部の職業教育学校の生徒については、親と同居していないことが奨学金受給の要件とされた。
1990.7.1	連邦奨学金法第12次改正法
	Zwölftes Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 22. Mai 1990 (BGBl. I S. 936)
	大学生に対する奨学金の50%が給付、50%が貸与となった。
1996.8.1	連邦奨学金法第18次改正法
	Achtzehntes Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 17. Juli 1996 (BGBl. I S. 1006)
	大学生が支給最長期間を超えて奨学金を受給する場合には、銀行貸付けによることとなった。

(41) „Die Geschichte des BAföG von 1972 bis heute“, *op.cit.*(39). 1960年代後半から1970年代にかけての教育の機会平等のための政策としては、他に、義務教育とその後の職業教育の有機的結合、進学者数の上昇、学校制度と教科内容の改正等があった。カレンベルク 前掲注(5), p.175.

(42) Fünfundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 23. Dezember 2014 (BGBl. I S. 2475).

(43) 最初に貸与部分が導入されたのは、Zweites Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 31. Juli 1974 (BGBl. I S. 1649)による。その理由は、①納税者に対する配慮及び②奨学金支給に必要な費用を賄うため、奨学金を受けた当事者からの一定の返済を受けることが適切であるという判断であった。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 7/2098, S. 14f.

(44) Haushaltsbegleitgesetz 1983 vom 20. Dezember 1982 (BGBl. I S. 1857).

(45) Zwölftes Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 22. Mai 1990 (BGBl. I S. 936).

(46) Ramsauer et al., *op.cit.*(1), S. 3f.

(47) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/460, S. 10, 41.



2001.4.1	連邦奨学金改革法
	Ausbildungsförderungsreformgesetz vom 19. März 2001 (BGBl. I S. 390)
	奨学金の6%引上げ、控除額の引上げ、1年以上のドイツの大学通学後における外国の教育訓練機関への通学に対する奨学金支給の期間の拡大、児童手当の所得への不算入、奨学金の貸与部分の返済総額につき1万ユーロの上限設定
2008.1.1	連邦奨学金法第22次改正法
	Zweiundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 23. Dezember 2007 (BGBl. I S. 1006)
	児童養育加算金の導入
2008.8.1	連邦奨学金法第22次改正法
	Zweiundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 23. Dezember 2007 (BGBl. I S. 1006)
	奨学金の10%引上げ、控除額の8%引上げ、ドイツで事前に大学通学したことを要件とせずにEU加盟国における教育訓練機関への通学に対する奨学金の支給が可能となった。
2010.10.28	連邦奨学金法第23次改正法
	Dreiundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 24. Oktober 2010 (BGBl. I S. 1422)
	奨学金の2%引上げ、控除額の3%引上げ、修士課程の学生については奨学金受給の年齢の上限を30歳から35歳に引上げ
2015.1.1	連邦奨学金法第25次改正法
	Fünfundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 23. Dezember 2014 (BGBl. I S. 2475)
	連邦による奨学金の100%費用負担
2016.8.1	連邦奨学金法第25次改正法
	Fünfundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes vom 23. Dezember 2014 (BGBl. I S. 2475)
	奨学金の7%引上げ、控除額の7%引上げ、住宅手当の引上げ

(出典) „Geschichte und Statistik zum BAföG“. Deutsches Studentenwerk ウェブサイト <<https://www.studentenwerke.de/node/1631>> を基に筆者作成。

## 2 連邦奨学金法の概要

連邦奨学金法は、継続一般学校及び職業教育学校の生徒並びに大学生の教育訓練(Ausbildung)を助成する。本稿では、ドイツ語 Ausbildung を「教育訓練」と訳す。これは、この語が「特定の活動(Tätigkeit)のための前提となる知識及び技能の伝達並びに能力の向上を目的とした計画的なプロセス」と一般的に定義され<sup>(48)</sup>、職業活動のための教育という意味合いが強いこと、また、連邦奨学金が職業教育を受ける生徒をも対象としていることを考慮したためである。また、「教育訓練を受ける者」を意味する Auszubildende の語は、「教育訓練生」と訳した。

連邦奨学金(以下、本節では単に「奨学金」とする。)は、生活及び教育訓練に必要な資金の補助として支給される公的な奨学金であり(連邦奨学金法第1条。以下、条番号を掲げる場合には、連邦奨学金法の条項を指す。)、法律で定める要件を満たす全ての教育訓練生に対して支給される。経済的な条件が重視されるが、職業資格の取得又は学業の修了が見込まれなければならない(第9条)。2015年の支給実績を、「表2 2009年以降の連邦奨学金の支給実績」に掲げる。以下、法律の概要を紹介する。

(48) Brockhaus: Die Enzyklopädie in vierundzwanzig Bänden, Zwanzigste, überarbeitete und aktualisierte Auflage, Zweiter Band AQ – BEC, Leipzig: F.A. Brockhaus, 1996, S. 354.

表 2 2009 年以降の連邦奨学金の支給実績

		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
受給者数 (人) (注 1)	生徒	322,663	323,808	319,206	308,288	292,815	278,194	259,079
	大学生 (注 2)	550,369	592,430	643,578	671,059	665,928	646,576	611,376
合計		873,032	916,238	962,784	979,347	958,743	924,770	870,455
合計支給額 (千ユーロ)		2,702,569	2,873,065	3,180,046	3,277,975	3,240,623	3,142,077	2,971,667
給付 (割合)		66.3%	65.9%	65.3%	64.9%	64.8%	64.8%	64.9%
貸与又は銀行貸付け (同)		33.7%	34.1%	34.7%	35.1%	35.2%	35.2%	35.1%
一人当たり平均支給額 (ユーロ/月)		403	409	431	433	436	439	441

(注 1) 「生徒」と「大学生」の区分については、表 3 の当該欄を参照。通信教育の受講生は、「生徒」に区分される。  
 (注 2) 全大学生に占める奨学金受給者の割合は、2010 年が 18.4%、2011 年が 19.0%、2012 年が 18.7%、2013 年が 17.8%、2014 年が 16.5%、2015 年が 15.1% であった。„BAföG-Statistik 2015“. Studies Online ウェブサイト  
 〈<http://www.bafoeg-rechner.de/Hintergrund/art-1954-bafoeg-statistik2015.php>〉を参照。

(出典) Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Bildung und Forschung in Zahlen 2016*, 2016, S. 67 等を基に筆者作成。

## (1) 受給者に係る要件

### ①教育訓練機関 (第 2 条及び第 3 条)

奨学金を受給するためには、第 2 条第 1 項に列挙された教育訓練機関に通学していなければならない<sup>(49)</sup>。奨学金受給の対象となる教育訓練機関は、第 10 学年以降の継続一般学校、職業教育学校及び大学である。教育訓練機関は、原則として公的機関でなければならないが、公的機関と同等とみなされる補完学校 (Ergänzungsschule)<sup>(50)</sup> 及び私立大学も対象となる。通信教育の受講についても奨学金が支給される (第 3 条)。

第 10 学年以降の継続一般学校や一部の職業教育学校に通学する生徒の場合には (第 2 条第 1 項第 1 号)、両親と同居していないことが奨学金受給の要件とされている<sup>(51)</sup>。

デュアルシステムの枠組みで行われる職業訓練については、奨学金は支給されないが、この職業訓練を受ける生徒は、社会法典第 3 編<sup>(52)</sup>に定める職業訓練支援金 (Berufsausbildungseihilfe) を受給することができる。また、デュアルシステムにおける職業学校の費用は州と自治体が負担し、企業における訓練費用は企業が負担している<sup>(53)</sup>。

### ②国籍 (第 8 条)

奨学金は、ドイツ国籍を有する者のほか、EU 市民、欧州経済領域に加盟する他の国<sup>(54)</sup>の者、難民の地位を認定された外国人等が受給することができる。

### ③年齢 (第 10 条)

年齢は、原則として 30 歳未満でなければならないが、修士課程の場合には 35 歳未満が

(49) この際の「通学 (Besuch)」は、当該教育訓練機関における在籍のほか、授業への参加をも含む。Ramsauer et al., *op.cit.*(1), S. 57f.

(50) 補完学校は、インターナショナル・スクール等、必ずしも州の教育指導要領に準拠しない教育を行い、財政援助を得ないものである。学費は比較的高額とされる。„Vom Wert der guten Bildung“, *Handelsblatt*, 20. Juli 2016, S. 10.

(51) 制度が導入された当初は、生徒について当該要件がなかったが、財政上の理由から 1983 年以降、この要件が追加された。注 (44) に掲げた法律による。

(52) Sozialgesetzbuch Drittes Buch –Arbeitsförderung–vom 24. März 1997 (BGBl. I S. 594, 595). 社会法典第 3 編は、失業保険について定める。教育訓練支援金は、第 56 条において定められている。

(53) 小松 前掲注 (7)。

(54) ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン及びスイスを指す。

条件とされている。

## (2) 受給回数（第7条）

奨学金は、最初の教育訓練（Erstausbildung）及び再度の教育訓練（weitere Ausbildung）の原則2回まで受給することができる。連邦奨学金法に係る一般行政規則7.1.1において、教育訓練は、「一般的な、職業上の又は学問上の知識又は技能について、資格を有する職員による計画的な伝達で、半年以上のもの」と定義されている<sup>(55)</sup>。

最初の教育訓練は、①継続一般学校における教育訓練、②3年以上の職業教育学校における教育訓練であって、職業資格を取得するまでのもの又は③3年以上の大学における教育訓練であって、大学修了資格を取得するまでのものをいう。最初の教育訓練といっても1つに限られず、複数の教育訓練がこの中に含まれ得る。例えば、2年間社会教育補助士（sozialpädagogischer Assistent）<sup>(56)</sup>の職業教育を受けた後、続けて3年間保育士の職業教育を受ける場合には、この両方の職業訓練について、「最初の職業訓練」として奨学金が支給される<sup>(57)</sup>。

再度の教育訓練とは、最初の教育訓練により得た職業資格を補い、これを深めるための教育訓練を受けて関連の資格又は上級の資格を取得するためのものである。このような教育訓練についても奨学金が支給される<sup>(58)</sup>。

また、バチェラー課程（およそ日本の学部課程に相当）について奨学金を得た後、再度の教育訓練として、マスター課程（およそ日本の修士課程に相当）について奨学金を受給することもできる。

支給

## (3) 支給期間（第15条及び第15a条）

奨学金は、原則として教育訓練の期間、職業資格を取得して当該教育訓練を修了するまで支給される。高等教育の場合には、当該専攻課程の標準学業期間が支給最長期間とされている。通信教育については、最長12月である。妊娠や子の養育等の理由により教育訓練期間が延長される場合には、支給期間もこれに応じて延長される。

## (4) 支給額（第11条～第14b条）

奨学金の額は、生活及び教育訓練のために必要な額（需要額）とされ、生徒（Schüler）及び大学生（Student）の各々について最高額が定められている（「生徒」と「大学生」の区分については、「表3 需要額（最高額）」を参照）<sup>(59)</sup>。通学する教育訓練機関の種類によっては、一人暮らしの場合に住宅手当が支給される。住宅手当を含めた需要額から、本人、配偶者又は両親の所得（所定の額を控除）（第21条～第25条）及び本人の資産（第26条～第30条）（所定の額を控除）が差し引かれる。この差額が、奨学金として支給される。

よって、実際に受給する額は、人により異なる。算出された需要額には、さらに、医療保険及び介護保険のための加算金（第13a条）、児童養育加算金（第14b条）等が加えられる。

需要額及び控除額は、所得及び資産の推移並びに生計費及び財政経済上の変化を考慮して、2年ごとに改定される。需要額は、「表3 需要額（最高額）」に掲げた。

(55) Allgemeine Verwaltungsvorschriften zum BAföG vom 15. Oktober 1991 (GMBI. S. 770), 7.1.1.

(56) 社会教育士は、児童及び青少年の世話をを行う者で、保育施設や小児科、乳児施設等で働く。

(57) Ramsauer et al., *op.cit.*(1), S. 109.

(58) 例えば、教員資格を取った後に、特別支援学校勤務のための教育訓練を受ける場合である。Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Weitere Ausbildung nach § 7 Abs. 2 BAföG*, 2010, S. 3.

(59) 他に、実習生（Praktikant）の需要額も定められている（第14条）。実習生の需要額は、在籍する教育訓練機関に通学する他の教育訓練生に支給される額である。

表3 需要額（最高額）（ユーロ / 月）

	「生徒」又は「大学生」の別	親と同居	一人暮らし
継続一般学校、 職業専門学校、 専門学校・専門上級学校 (入学に際し職業訓練修了が要件でない)	生徒	×	504
職業専門学校・専門学校(入学に際し職業訓練修了が要件でない、2年以上の教育課程、修了後に職業資格付与)	生徒	231	
夜間基幹学校、職業上構学校、夜間実科学学校、専門上級学校(入学に際し職業訓練修了が要件)	生徒	418	587
専門学校(入学に際し職業訓練修了が要件)、夜間ギムナジウム、コレーク	大学生	424	622
高等専門学校、アカデミー、大学	大学生	451	649

(出典) 連邦奨学金法第12条及び第13条を基に筆者作成。

(5) 支給の種類（第17条～第20条）

奨学金は、全て給付である（第17条第1項）。

ただし、大学生（大学、アカデミー<sup>(60)</sup>）又は高等専門学校<sup>(61)</sup>に通学する者）に対する奨学金は、半分が給付、半分が連邦からの無利子貸与（総額1万ユーロまで）である（第17条第2項）。返済は、教育訓練の修了後5年が経過した後に開始し、毎月105ユーロ以上を返済し、20年以内に完済しなければならない（第18条）。ただし、この際、月収が1,145ユーロ未満である場合には、申請により返済の開始が猶予される（第18a条）。

大学における再度の教育訓練については、全額が復興金融公庫<sup>(62)</sup>からの有利子貸付金として奨学金が支給される（第17条第3項）。返済は、最初に貸付けを受けたときから18か月後に開始し、毎月105ユーロ以上を返済し、20年以内に完済しなければならない（第18c条）。

(6) 費用負担（第56条）

法律の実施に必要な費用は、連邦が全額を負担する<sup>(63)</sup>。

(7) 所管（第39条～第40a条）

連邦奨学金法は、連邦の委託を受け、州により執行される。州は、自治体に奨学金を所管する官庁（Amt für Ausbildungsförderung）（以下「奨学金官庁」という。）を設置する。州は、

(60) アカデミーは、入学に際して実科学学校修了かつ職業訓練修了又は数年の職業経験を要件とするもので、2年半以上の通学後に、国家資格を取得することができる。Ramsauer et al., *op.cit.*(1), S. 55.

(61) 高等専門学校は、実科学学校修了者のための教育訓練機関で、2～3年の通学後に、国家資格を取得ことができ、その後すぐに上級職で就職するケースが多い。高等専門学校の多くは、現在専門大学（Fachhochschule）に移行している。ibid.

(62) 復興金融公庫の業務の詳細については、„Weltweite Förderung ist unser Auftrag“. 復興金融公庫ウェブサイト <<https://www.kfw.de/KfW-Konzern/%C3%9Cber-die-KfW/Auftrag/>> を参照。復興金融公庫は政府系金融機関であり、企業や個人に対する融資業務のほか、プロジェクト融資や開発途上国への支援等を行う。今井弘子「ドイツにおける住宅融資プログラム」『住宅金融月報』555号, 1998.4, pp.56-57.

(63) 2014年までは、連邦が65%及び州が35%を負担していたが、2015年から連邦のみの負担となった。このため、州は、従前連邦奨学金のために負担していた費用を、他の教育関連予算（例えば保育園の整備）として使うことができるようになった。また、州の費用負担がなくなったことにより、連邦奨学金法の改正について連邦参議院の同意を得る必要がなくなったため、連邦が、州による反対を気にせずに法改正をできるようになったことが利点とされている。Hendrik Lackner, „Das fünfundzwanzigste Gesetz zur Änderung des Bundesausbildungsförderungsgesetzes“, *Neue Zeitschrift für Verwaltungsrecht*, 14/2015, S. 939; Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/8973*.



また、大学の学生互助会（Studentenwerk）<sup>(64)</sup>にも奨学金官庁を設置する。奨学金に関する手続は、①大学生については学生互助会で、②夜間ギムナジウム、コレーク、高等専門学校及びアカデミーについては教育訓練機関が所在する自治体の奨学金官庁で、③その他の生徒については両親が住む自治体の奨学金官庁で行われる。

## おわりに

連邦奨学金制度は、国家の財政状況に影響を受けながらも、法改正により支給額が増額され、支給対象者も拡大されるなど改善されている。ドイツ国内紙『ツァイト』のウェブサイト記事では、更なる改善として、①30歳を超えた大学生、②家庭の経済事情によりアルバイトが必要であり、卒業までに標準以上の期間を要する大学生、③物価の高い大都市の大学生、④借金をしている親を持つ大学生等にも奨学金を支給できるようにすることが必要だとされている<sup>(65)</sup>。従来の連邦奨学金は標準的な家庭を想定しているが、収入が少ない家庭をより考慮する制度にするべきという趣旨である。

しかし、連邦奨学金制度は、受給者数や総支給額等の実績に鑑みてその意義は大きいと、概して評価されている<sup>(66)</sup>。大学進学率は1960年の8%から2013年の53%に上昇しており、ドイツ国民の教育水準は上昇している<sup>(67)</sup>。今後の課題としては、就学前教育の助成や適切な職業訓練ポスト<sup>(68)</sup>の十分な提供が挙げられている<sup>(69)</sup>。

21世紀に入り、労働市場において一層高度な知識及び技能が要求されるようになり、様々な職業教育及び高等教育の機会の提供が重要となっている。このような社会の要請に対応するために、連邦奨学金制度が今後どのような発展をするか、その動向が注目される<sup>(70)</sup>。

（わたなべ ふくこ）

(64) 学生互助会は、大学生協に類似する組織である。

(65) Jasper Riemann und Anne-Kathrin Gerstlauer, „Acht Fälle, die das BAföG-Amt nicht länger ignorieren darf“, 2015.6.6. Zeit ウェブサイト <<http://www.zeit.de/studium/uni-leben/2015-04/bafog-probleme-studium-finanzierung>>

(66) Hendrik Lackner, „BAföG: Aktuelle Entwicklungen und Rechtsprechungsüberblick 2010- 2012“, *Neue Zeitschrift für Verwaltungsrecht*, 14/2013, S. 912. また、緑の党は、連邦奨学金制度は過去45年の間に、収入の低い家庭の子について大学進学を可能としてきた実績を踏まえ、連邦奨学金を増額すべきという決議案を連邦議会に提出している（Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/11178）。

(67) Bundesministerium für Bildung und Forschung, *op.cit.*(14), S. 52.

(68) 少子高齢化や大学進学率の上昇を背景に、近年職業訓練の希望者が減少しており、それに伴い、職業訓練ポストの提供数も減っている。2015年には、職業訓練ポストの提供数は563,054件、希望者数は542,806人であったが、需給のミスマッチ等により、訓練契約を結ばなかった者が20,712人あった。Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Berufsbildungsbericht 2016*, 2016, S. 18.

(69) Ramsauer et al., *op.cit.*(1), S. 21.

(70) 他に、マイスター資格（取得には経営上の知識が必要とされ、マイスター資格の取得後に事業経営や従業員の雇用が可能となる。）取得のための助成金もあり、この助成金を定める向上職業訓練支援法（Aufstiegsfortbildungsförderungsgesetz）も改正されている（BGBl. 2016 I S. 585, 2016年8月1日施行）。

# 教育訓練の助成に関する連邦法(連邦奨学金法)(抄)

Bundesgesetz über individuelle Förderung der Ausbildung (Bundesausbildungsförderungsgesetz)

(2010年12月7日新法文、2015年7月27日最終改正)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 渡辺 富久子 訳

## 【目次】

- 第1条 原則
- 第1章 奨学金の支給可能な教育訓練 (第2条～第7条)
- 第2章 受給者に係る要件 (第8条～第10条)
- 第3章 支給 (第11条～第20条) (抄)
- 第4章 所得の計算 (第21条～第25条)
- 第5章 資産控除 (第26条～第34条)
- 第6章 (第35条)
- 第7章 仮払い及び請求権の移行 (第36条～第38条) (略)
- 第8章 組織 (第39条～第44条)
- 第9章 手続 (第45条～第55条) (略)
- 第10章 (第56条)
- 第11章 過料、経過規定及び雑則 (第57条～第68条) (略)

## 第1条 原則

教育訓練生は、生活及び教育訓練 [Ausbildung]<sup>(1)</sup>に必要な資金を十分に有しない場合には、この法律の基準に従い、意欲、適性及び成績に応じた教育訓練を受けるために、奨学金 [Ausbildungsförderung] の法的請求権を有する。

## 第1章 奨学金の支給可能な教育訓練

### 第2条 教育訓練機関

(1) 奨学金は、次の各号に掲げる教育訓練機関への通学に対して支給される。

1. 教育訓練生が第1a項の要件を満たす場合に、第10学年以降の継続一般学校 [weiterführende allgemeinbildende Schule]<sup>(2)</sup>及びあらゆる形態の職業基礎教育 [berufliche

---

\* この翻訳は、2010年12月7日の連邦奨学金法の新法文(2010年10月24日に制定された第23次連邦奨学金法改正法までの改正全てを読み込んだ連邦法律公報掲載の法文)であって、2015年7月27日の法律第6章によって最終改正されたもの Bundesausbildungsförderungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 7. Dezember 2010 (BGBl. I S. 1952; 2012 I S. 197), das zuletzt durch Artikel 6 des Gesetzes vom 27. Juli 2015 (BGBl. I S. 1386) geändert worden ist <[https://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/baf\\_g/gesamt.pdf](https://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/baf_g/gesamt.pdf)> を訳出したものである。訳文中 [ ] 内の語句は、原綴も含め、訳者が補ったものである。なお、連邦奨学金法は、元来1971年8月26日に制定された法律である。以下、インターネット情報は、2016年11月30日現在のものである。

(1) Ausbildung の語は、職業活動のための教育という意味合いが強く、連邦奨学金の支給対象は、大学生のほか、職業教育を受ける生徒をも含むことを考慮して、「教育訓練」と訳した。同様に、Auszubildende の語は「教育訓練生」と訳した。

(2) 継続一般学校とは、4～6年(州により異なる)の基礎学校(Grundschule)修了後のギムナジウム(Gymnasium)、実科学校(Realschule)、基幹学校(Hauptschule)、総合学校(Gesamtschule)等の中等段階の学校を指す。

Grundbildung]<sup>(3)</sup>を含む職業専門学校 [Berufsfachschule]<sup>(4)</sup>並びに入学に際して職業訓練 [Berufsausbildung]<sup>(5)</sup>修了が要件とされない専門学校 [Fachschule]<sup>(6)</sup>及び専門上級学校 [Fachoberschule]<sup>(7)</sup>

2. 入学に際して職業訓練修了が要件とされない職業専門学校及び専門学校で、2年以上の教育課程を有し、職業資格を取得して修了するもの
3. 入学に際して職業訓練修了が要件とされる専門学校及び専門上級学校
4. 夜間基幹学校<sup>(8)</sup>、職業上構学校 [Berufsaufbauschule]<sup>(9)</sup>、夜間実科学学校<sup>(10)</sup>、夜間ギムナジウム<sup>(11)</sup>及びコレーク [Kolleg]<sup>(12)</sup>
5. 高等専門学校 [höhere Fachschule]<sup>(13)</sup>及びアカデミー [Akademie]<sup>(14)</sup>
6. 大学 [Hochschule]<sup>(15)</sup>

[これらの教育訓練機関の] 分類の基準となるのは、教育訓練の種類及び内容である。奨学金は、教育訓練が公的施設（私立大学を除く。）又は設置認可を受けた代替学校 [Ersatzschule]<sup>(16)</sup>で行われる場合に支給される。

(1a) 第1項第1号に規定する教育訓練機関への通学については、奨学金は、教育訓練生が両親の居宅に居住しない場合に限り、かつ、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすときに支給される。

1. 両親の居宅から類似の教育訓練機関への通学が困難であること。
2. 自らの世帯を有し、かつ、婚姻していること若しくは婚姻していたこと又は〔同性の者と〕生活パートナーシップを登録していること若しくは登録していたこと。

(3) 職業基礎教育は、職業基礎教育年 (Berufsgrundbildungsjahr) や職業準備年 (Berufsvorbereitungsjahr) を指す。これらは、実科学学校又は基幹学校の修了者又は中退者で、企業における職業訓練ポストを得られなかったために、職業学校 (理論) と企業 (実習) とにおける二元的な職業教育を受けることができないものための措置であり、学校教育から職業教育への移行を可能とするシステムである。小松君代「ドイツの学校修了生と職業訓練」『四国大学紀要』(人文・社会科学編) 34号, 2010, p.29.

(4) 職業専門学校は、看護師や介護士、保育士等の職業のための「全日制学校職業教育 (schulische Ausbildung)」の制度における学校であり、全日制の教育と現場実習の後に職業教育資格を取得することができるが、他の上級の職業教育学校のための単位を得るだけでもよい。Ulrich Ramsauer et al., *Bundesausbildungsförderungsgesetz: Kommentar*, 6., vollständig überarbeitete Auflage, München: Beck, 2016, S. 33.

(5) 職業訓練とは、職業訓練法 (Berufsbildungsgesetz) 及び手工業法 (Handwerksordnung) に基づいて二元的な職業教育の対象となる職業 (金属工、大工等約 350 の職種) について行われる。Bundesinstitut für Berufsbildung, *Verzeichniss der anerkannten Ausbildungsberufe*, 2015 <[https://www.bibb.de/dokumente/pdf/Verzeichnis\\_ank\\_AB\\_2015.pdf](https://www.bibb.de/dokumente/pdf/Verzeichnis_ank_AB_2015.pdf)> を参照。

(6) 専門学校は、既に職業訓練を修了した者又は職業に従事した経験を有する者が、当該職業に関連する知識を深めるための学校である。加藤雅彦ほか編『事典現代のドイツ』大修館書店, 1998, p.555.

(7) 専門上級学校は、入学に際して実科学学校修了が要件とされる教育訓練機関で、卒業後は、単科大学である専門大学 (Fachhochschule) への進学が可能となる。Ramsauer et al., *op.cit.*(4), S. 35.

(8) 夜間基幹学校は、職業に従事する者が1年以上通学して、基幹学校修了資格を取得する学校である。 *ibid.*, S. 37.

(9) 職業上構学校は、職業訓練と併行して又は職業訓練修了後に通うことができるもので、卒業後は実科学学校修了資格を得て、専門学校への通学が可能となる。 *ibid.*

(10) 夜間実科学学校は、職業に従事する者が、実科学学校修了資格を取得する学校である。 *ibid.*

(11) 夜間ギムナジウムは、職業に従事する者が、大学入学資格を取得する学校である。 *ibid.*

(12) コレークは、入学に際して職業訓練修了又は2年以上の職業経験を要件とされるもので、全日制の一般学校である。卒業後は、大学への進学が可能となる。 *ibid.*, S. 38.

(13) 高等専門学校は、実科学学校修了者のための教育訓練機関で、2~3年の通学後に、国家資格を取得し、その後すぐに上級職で就職する場合が多い。高等専門学校の多くは、現在専門大学に移行している。 *ibid.*

(14) アカデミーは、入学に際して実科学学校修了かつ職業訓練修了又は数年の職業経験が要件とされるもので、2年半以上の通学後に、上級の国家資格を取得する。 *ibid.*

(15) 総合大学 (Universität) の他、専門大学を含む。専門大学は、主に、技師やソーシャルワーカーなどの専門職を養成する高等教育機関であり、応用研究を中心に行う。佐々木栄一「ドイツにおける後期中等教育後の教育機関における職業教育の現状」『追手門学院大学心理学部紀要』7巻, 2013.3, p.38.

(16) 代替学校は、公立学校並みの条件を整えて設置認可を受けた私立学校である。州の教育指導要領 (Lehrplan) に沿った教育を行い、教員の人件費は州が負担する。 „Vom Wert der guten Bildung“, *Handelsblatt*, 20. Juli 2016, S. 10.

3. 自らの世帯を有し、かつ、1人以上の子と同居していること。

連邦政府は、連邦参議院の同意を必要としない法規命令により、第1文に規定する場合に加えて、教育訓練生が両親の居宅に居住することを重大な社会的な理由により期待できない場合にも、第1項第1号に規定する教育訓練機関への通学に対して奨学金が支給されることを定めることができる。

(2) 補完学校 [Ergänzungsschule]<sup>(17)</sup> 及び私立大学への通学については、奨学金は、当該教育訓練機関への通学が第1項に規定する教育訓練機関への通学と同等であることを州の所管官庁が認定する場合に限り、支給される。第1文に規定する同等性は、[奨学金支給]承認手続 [Bevilligungsverfahren] において又は教育訓練機関の申請に基づき、[所管官庁が] 職権により審査する。

(3) 連邦教育研究省は、連邦参議院の同意を必要としない法規命令により、次の各号に掲げる教育訓練機関への通学が第1項及び第2項に規定する教育訓練機関への通学と同等である場合には、当該教育訓練機関への通学に対して奨学金が支給されることを定めることができる。

1. 第1項及び第2項に規定されていない教育訓練機関

2. 新しい学校形態の試行 [Schulversuche] が行われている教育訓練機関<sup>(18)</sup>

(4) 第1項及び第2項に規定する教育訓練機関又は第3項に規定する教育訓練機関への通学と関連して必要な実習 [Praktikum] であって、その内容が当該教育訓練に関する法令において定められたものへの参加についても、奨学金が支給される。第1項第1号に規定する教育訓練機関への通学と関連して実習が必要である場合には、教育訓練生が親の居宅に居住しない場合に限り、奨学金が支給される。

(5) 奨学金は、教育訓練期間 [Ausbildungsabschnitt] が半年以上であり、全日制である場合に限り、支給される。この法律にいう教育訓練期間とは、関連して必要な実習を含み、一の教育訓練機関の種類に属する教育訓練機関において [教育訓練の] 修了又は中止までに費やされる時間をいう。第7条第1a項に規定するマスター課程は、いずれの場合においても、学士課程とは別の独自の教育訓練期間とみなす。

(6) 次の各号に掲げるいずれかの場合には、奨学金は支給されない。

1. 教育訓練生が生活手当 [Unterhaltsgeld] を受給している場合、社会法典第3編<sup>(19)</sup> に基づく職業継続教育 [berufliche Weiterbildung] を受けながら失業手当を受給している場合又は社会法典第2編<sup>(20)</sup> に基づく職業継続教育を受けながら失業手当Ⅱ<sup>(21)</sup> を受給し

---

(17) 補完学校は、インターナショナル・スクール等、必ずしも州の教育指導要領に準拠しない教育を行い、財政援助を得ないものである。学費は比較的高額とされる。 *ibid.*

(18) Verordnung über die Ausbildungsförderung für den Besuch von Ausbildungsstätten, an denen Schulversuche durchgeführt werden vom 27. Juni 1979 (BGBl. I S. 834) の第1条に定められている教育訓練機関。第1号に規定する教育訓練機関には分類されない教育システムであって、生徒が後期中等教育の修了資格を得ることができるもの、又は4年制の教育訓練機関で大学入学資格取得の準備が行われるほか大学で行われる内容の授業も行われるもの。

(19) Das Dritte Buch Sozialgesetzbuch — Arbeitsförderung — (Artikel 1 des Gesetzes vom 24. März 1997, BGBl. I S. 594, 594).

(20) Das Zweite Buch Sozialgesetzbuch — Grundsicherung für Arbeitssuchende — in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. Mai 2011 (BGBl. I S. 850, 2094).

(21) 被用者が失業すると、当初の一定期間は社会法典第3編に基づく失業手当 (直前の所得の60%又は67%) を受給するが、この期間を経過すると社会法典第2編に基づく失業手当Ⅱを受給する。失業手当Ⅱでは、生活扶助に準じた額が支給される。戸田典子「失業保険と生活保護の間—ドイツの求職者のための基礎保障—」『レファレンス』709号, 2010.2, pp.7-31. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1166411\\_po\\_070901.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166411_po_070901.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)



ている場合

2. 教育訓練生が成績優秀者のための奨学金を受給している場合
3. 教育訓練生が公務被用者として修習手当 [Anwärterbezüge] 又は類似の給付を公費から受給している場合<sup>(22)</sup>
4. 教育訓練生が受刑者として行刑法第 44 条及び第 176 条第 4 項に規定する職業訓練支援金 [Ausbildungsbeihilfe] の請求権を有している場合<sup>(23)</sup>

### 第 3 条 通信教育

- (1) 奨学金は、第 2 条第 1 項又は第 2 条第 3 項に規定する教育訓練機関と同じ入学条件で同じ修了資格の取得を準備する通信教育課程の受講についても、支給される。
- (2) 奨学金は、通信教育保護法<sup>(24)</sup> 第 12 条の規定により認可された通信教育課程又は同法の規定に該当しない公法上の機関が主催する通信教育課程の受講に限り、支給される。
- (3) 奨学金は、次の各号に掲げる場合に限り、支給される。
  1. 教育訓練生が、[奨学金支給] 承認期間 [Bewilligungszeitraum] が開始する前の 6 か月間に通信教育課程を良好に受講しており、かつ、修了資格の取得準備を最長 12 か月で終わることができる場合
  2. 通信教育課程の受講に全日を必要とする月が 3 か月以上連続する場合  
上記のことは、通信教育機関が証明しなければならない。
- (4) 州の所管官庁は、各通信教育課程の受講者をいずれの種類の教育訓練機関の教育訓練生と等しいとみなすかについて決定する。次の各号に定める通信教育課程の受講生は、当該各号に掲げる生徒と等しいとみなす。
  1. 基幹学校修了資格の取得を準備する通信教育課程の満 17 歳以上の受講生 夜間基幹学校の生徒
  2. 実科学校修了資格の取得を準備する通信教育課程の満 18 歳以上の受講生 夜間実科学校の生徒
  3. 専門大学入学資格の取得を準備する通信教育課程の満 19 歳以上の受講生 入学に際して職業訓練修了が要件とされる専門上級学校の生徒
  4. 一般大学入学資格又は専門大学入学資格の取得を準備する通信教育課程の満 21 歳以上の受講生 夜間ギムナジウムの生徒
- (5) [この場合においては、] 第 2 条第 4 項及び第 6 項の規定を準用しなければならない。

### 第 4 条 国内における教育訓練

奨学金は、第 5 条及び第 6 条の場合を除き、国内における教育訓練に対して支給される。

### 第 5 条 外国における教育訓練

- (1) この法律にいう恒常的な居所とは、定住の意思の有無とは関係なく、一時的にではなく生活の中心がある場所とする。教育訓練を受ける目的に限った滞在場所は、恒常的な居所とみなさない。
- (2) 国内に恒常的な居所を有する教育訓練生には、次の各号に掲げるいずれかの場合に

(22) 連邦や州の行政専門大学の教育訓練生が公務における修習生として手当を受給する場合。Ramsauer et al., *op.cit.*(4), S. 64.

(23) Strafvollzugsgesetz vom 16. März 1976 (BGBl. I S. 581, 2088; 1977 I S. 436). 行刑法第 44 条は、受刑者が職業訓練等に参加する場合には、刑務所の労働を免除され、職業訓練支援金を受給する旨を定めている。同法第 176 条は、少年刑務所に収容された者について、同様の旨を定めている。

(24) Fernunterrichtsschutzgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 4. Dezember 2000 (BGBl. I S. 1670).

限り、外国に所在する教育訓練機関への通学に対して、奨学金が支給される。

1. [当該教育訓練生の] 教育訓練の進捗に応じて当該 [外国の] 教育訓練機関への通学が教育訓練にとって有益であり、ギムナジウム上級課程を有する学校及び専門上級学校の場合を除き、当該 [外国の] 教育訓練の少なくとも一部を既定の又は通常教育訓練時間に算入することができる場合
2. ドイツの教育訓練機関と1以上の外国の教育訓練機関との国際協力の枠組みにおいて、ドイツと外国の教育訓練機関が一体的な教育訓練を相互に行う場合
3. 欧州連合の一の加盟国又はスイスにおける教育訓練機関において教育訓練を開始又は継続する場合

教育訓練の期間は、6か月以上又は1学期 [Semester]<sup>(25)</sup>以上でなければならない。教育訓練が、通学する教育訓練機関と結んだ協力の枠組みにおいて行われる場合には、その期間は12週以上でなければならない。第1文の規定は、第8条第1項第1号から第5号までに規定する教育訓練生については、当該教育訓練生が恒常的な居所を国内に有しないが、個別の特別な事情に基づき国内との十分な結びつきを他の方法で証明する場合にも、適用しなければならない。第1文第3号の規定は、第8条第1項第6号及び第7号、第2項並びに第3項に規定する教育訓練生については、国内において奨学金が支給される教育訓練を受けるための要件を満たしている場合又は滞在法第25条第1項及び第2項に規定する滞在許可を有する場合に限り適用する。

(3) (削除)

(4) 第2項第1号及び第2号の規定は、当該 [外国の] 教育訓練機関への通学が次の各号に掲げる国内の教育訓練機関であつて、第2条に規定するものへの通学と同等である場合に限り、当該 [外国の教育訓練機関への] 通学に適用する。

1. 第11学年以上のギムナジウム上級課程を有する学校<sup>(26)</sup>
2. 12年の修学後に大学入学資格を取得することができる場合には、第10学年以上のギムナジウム上級課程を有する学校
3. 職業専門学校
4. 専門学校及び専門上級学校
5. 高等専門学校、アカデミー又は大学

第2項第3号の規定は、当該 [外国の] 教育訓練機関への通学が、第3号から第5号までに規定する教育訓練機関（専門上級学校を除く。）への通学と同等である場合に限り、当該通学に適用する。同等性は、[奨学金支給] 承認手続において、[所管官庁が] 職権により審査する。

(5) 国内に所在する職業専門学校、専門学校、高等専門学校、アカデミー若しくは大学への通学又は第2項第1文第3号の規定により奨学金が支給される欧州連合の一の加盟国に所在する同様の教育訓練機関への通学と関連して実習が必要である場合には、外国における実習への参加については、当該教育訓練機関又は所管の審査機関が、当該専門的な実習による教育訓練が、試験規則 [Prüfungsordnung]<sup>(27)</sup>が定める実習機関に係る要件を満たすことを認める場合に限り、奨学金が支給される。外国における実習は、

---

(25) 1学期は、6か月間である。

(26) 13年の修学後に大学入学資格を取得することができる学校（12年又は13年は州により異なる）。

(27) 試験規則は、教育訓練ごとに最終試験の詳細（試験の構成、評価、結果通知等）について定めるものである。

〔当該教育訓練生の〕教育訓練の進捗に応じて当該教育訓練にとって有益でなければならず、その期間は12週以上でなければならない。

#### 第5a条 考慮されない教育訓練期間

国内の教育訓練に対する奨学金の支給に際しては、教育訓練生が外国で受けた教育訓練の期間は、最長で1年まで考慮しない。国内で開始して第5条第2項第1号の規定により外国で継続した教育訓練の間に、〔奨学金の〕支給最長期間に達する場合には、当該期間は、外国で行う教育訓練期間の分、延長される。ただし、最長でも1年とする。第1文及び第2文の規定により、合計で最長1年を考慮しないものとする。これは、教育訓練機関を国内と外国との間で何度も変更する場合にも適用する。第1文及び第2文の規定は、教育訓練に関する法令において、当該教育訓練の外国において実施しなければならない構成部分として外国滞在が定められている場合には、適用しない。

#### 第6条 外国のドイツ人に対する奨学金の支給

基本法にいうドイツ人であって、外国に恒常的な居所を有し、かつ、当該外国における教育訓練機関又は当該外国から隣国の教育訓練機関に通学するものに対しては、第5条に規定する請求権がなくても、個別の特別な事情により正当化される場合には、奨学金を支給することができる。奨学金の種類及び期間並びに所得及び資産の計算は、滞在国内の個別の事情に従う。第9条第1項及び第2項並びに第48条の規定は準用し、第36条から第38条までの規定は適用してはならない。

#### 第7条 最初の教育訓練及び再度の教育訓練

(1) 奨学金は、第2条及び第3条に規定する継続一般学校における教育訓練並びに3年以上の学校又は大学における職業教育訓練について、職業資格を取得して修了するまで、最長で大学修了資格を取得するまで支給される。外国において取得された教育訓練修了資格であって、当該外国において職業活動を可能とするものも、職業資格とみなす。教育訓練生が、第5条第2項第1号及び第2号の規定により原則として奨学金の支給可能な〔外国の〕教育訓練において職業資格を取得した後に国内で開始した教育訓練を継続する場合には、第2文の規定を適用してはならない。

(1a) 大学大綱法<sup>(28)</sup>第19条にいうマスター課程若しくはマギスター課程又は同法第18条第1項第1文から第3文までにいうディプロム後期課程並びに欧州連合加盟国及びスイスにおける同様の課程については、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に、奨学金が支給される<sup>(29)</sup>。

1. 当該課程がバチェラー課程若しくはバカロレア課程の上位課程に位置すること又は当該課程が第5条第2項第1号若しくは第3号に規定する教育訓練の枠組みで行われ、かつ、〔当該外国の〕受入大学がバチェラー資格に準じると認める国内の未修了の一段階の学業課程の上位課程に位置すること。
2. 教育訓練生がこれまでにバチェラー課程若しくはバカロレア課程のみを修了していること又は第1号にいう従前の学業課程を、かかる修了に準じて修了したと認められ

(28) Hochschulrahmengesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Januar 1999 (BGBl. I S. 18).

(29) ドイツにおいては、伝統的には、大学の課程（4～5年）はディプロム（学部課程に相当）又はマギスター（修士課程に相当）であったが、1999年のボローニャ・プロセスによる欧州の学位の統一化に伴い、バチェラー（又はバカロレアと呼称される）（学士）及びマスター（修士）が導入され、現在ではほぼ後者が主流となっている。詳細は、坂野慎二「4-3 ドイツの高等教育機関における産学連携教育」吉本圭一ほか編『諸外国の第三段階教育における職業統合的学習』（高等教育研究叢書122）広島大学高等教育研究開発センター，2013，pp.57-75を参照。

たこと。

第3項第1文第1号の規定は、第1文の規定により奨学金の支給可能な教育訓練には適用しない。第1文の規定により奨学金の支給可能な学業課程への仮入学許可に基づき教育訓練機関に入学を登録された教育訓練生については、最終的な入学決定までに返還を求めることがあり得ることを条件として、最長12か月の間、奨学金が支給される。

- (1b) その全部又は一部が国家試験により修了する学業課程（国家試験課程）<sup>(30)</sup>については、バachelor課程又はバカロレア課程の修了後も、奨学金が支給される。支給は、バachelor課程又はバカロレア課程の標準学業期間 [Regelstudienzeit] 内に、学業規則 [Studienordnung] 又は試験規則において国家試験課程のために同期間について定められた全ての教育訓練及び試験を行わなければならないという意味で、学業規則又は試験規則により当該学業課程が国家試験課程に完全に統合されていることを条件とする。
- (2) 次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす場合には、再度の教育訓練について、最長で職業資格を取得して修了するまで、奨学金が支給される。

1. (削除)
2. 当該教育訓練が、目標とする職業活動を行うために法的に必要な限りにおいて、大学における教育訓練又は州法に基づきこれと等しい教育訓練を補うものであること<sup>(31)</sup>。
3. 最初の教育訓練の結果として、当該教育訓練の開始が可能であること<sup>(32)</sup>、当該教育訓練がそれ自身で完結すること及び専門分野が同じであること。
4. 教育訓練生が次のいずれかの要件を満たすこと。
  - a) 入学に際して職業訓練修了が要件とされる専門上級学校、夜間基幹学校、職業上構学校、夜間実科学学校、夜間ジムナジウム又はコレークに通学していること。
  - b) 奨学金を受給しようとする再度の教育訓練を受ける資格を、aに掲げる一の教育訓練機関において取得したこと又は一般学校修了試験 (Nichtschülerprüfung)<sup>(33)</sup> 若しくは特定の大学の入学試験 [の合格] により有していること。
5. 教育訓練生が、最初の職業教育訓練として、入学に際して職業訓練修了が要件とされない職業専門学校又は専門学校において3年以上の教育訓練を修了していること。

再度の教育訓練については、その他、個別の特別な事情のため、特に目指す教育訓練の目標に必要な場合に限り、奨学金が支給される。

- (3) 教育訓練生が、次の各号に掲げるいずれかの理由により教育訓練を中止した場合又は専門分野を変更した場合には、奨学金は、別の教育訓練についても支給されるが、高等専門学校、アカデミー及び大学の教育訓練生については、第4学期の開始までに [中止又は専門分野の変更が行われた場合に] 限り、第1号の規定を適用する。

1. 重大な理由
2. やむを得ない理由

教育訓練生が、関連して必要な実習をも含み、一の教育訓練機関の種類に属する教育訓練機関への通学を最終的に中止した場合を、教育訓練の中止とみなす。教育訓練

---

(30) 例えば、医学部や教育学部、法学部である。

(31) 例えば、教職資格の取得後に、特殊学校に勤務するための教育訓練を受けることである。Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Weitere Ausbildung nach § 7 Abs. 2 BAföG*, 2010, S. 3.

(32) 例えば、専門学校において中間試験又は修了試験に合格して一般大学入学資格を取得し、総合大学に進学することである。ibid., S. 3f.

(33) 学校を中退した者等が、事後に基幹学校や実科学学校の修了資格を得るための試験。



生が、同じ教育訓練機関の種類別の教育訓練機関において、他の職業資格の取得又は法令で定められた教育訓練課程の他の特定の教育訓練の目標を目指す場合を、専門分野の変更とみなす。初回の専門分野の変更又は教育訓練の中止の場合には、原則として、第1号に規定する要件が満たされているとみなすが、高等専門学校、アカデミー及び大学の教育訓練生については、専門分野の変更又は教育訓練の中止が第3学期の開始までに行われる場合に限り、これを適用する。第1文及び第4文の規定の適用に際して基準とする〔再度の学業課程の〕学期数を求めるときには、教育訓練機関の決定に基づき最初の専門分野から新しい学業課程に算入する学期数を減じる。

(4) （削除）

## 第2章 受給者に係る要件

### 第8条 国籍

(1) 奨学金は、次の各号に掲げる者に対して支給される。

1. 基本法にいうドイツ人
2. 欧州連合自由移動法<sup>(34)</sup>にいう長期滞在の権利を有する欧州連合市民及び滞在法に基づいて定住許可又は欧州連合長期滞在許可を有する他の外国人
3. 欧州連合自由移動法第2条第2項の規定により被用者又は自営業者として欧州連合法にいう自由移動の権利を有する欧州連合市民並びにその配偶者、生活パートナー及び子であって、欧州連合自由移動法第3条第1項及び第4項に規定する要件を満たし、欧州連合法にいう自由移動の権利を有するもの又は21歳以上の子であって、両親又は配偶者若しくは生活パートナーにより扶養されていないという理由のみにより、この〔自由移動の〕権利を有さないもの
4. 国内における教育訓練を開始する前に、当該教育訓練と関連する内容の雇用関係にあった欧州連合市民
5. 欧州経済領域協定の他の締約国<sup>(35)</sup>の国籍を有する者であって、第2号から第4号までに規定する要件を満たすもの
6. 国内に通常の滞在場所を有し、ドイツ連邦共和国の領域外で1951年7月28日の難民の法的地位に関する条約（連邦法律公報1953年第2部559頁）にいう難民として認定され、かつ、ドイツ連邦共和国の領域内で一時的でない滞在の権利を有する外国人
7. 連邦法律公報第3部整理番号243-1において公示され、2004年7月30日の法律（連邦法律公報第1部1950頁）第7章によって最終改正された文言の連邦領域における無国籍者の法的地位に関する法律<sup>(36)</sup>にいう無国籍者

(2) 他の外国人に対しては、国内に恒常的な居所を有し、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、奨学金が支給される。

1. 滞在法<sup>(37)</sup>第22条、第23条第1項、第2項若しくは第4項、第23a条、第25条第1

(34) Freizügigkeitsgesetz/EU vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S. 1950, 1986).

(35) ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン及びスイスを指す。

(36) Gesetz über die Rechtsstellung heimatloser Ausländer im Bundesgebiet in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 243-1, veröffentlichten bereinigten Fassung.

(37) Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz - AufenthG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. Februar 2008 (BGBl. I S. 162).

項若しくは第2項、第25a条、第25b条、第28条、第37条、第38条第1項第2号若しくは第104a条に規定する滞在許可を有すること又は定住許可を有する外国人の配偶者、生活パートナー若しくは子として同法第30条若しくは第32条から第34条までに規定する滞在許可を有すること。

2. 滞在法第25条第3項、第4項第2文若しくは第5項若しくは第31条に規定する滞在許可を有すること又は滞在許可を有する外国人の配偶者、生活パートナー若しくは子として同法第30条若しくは第32条から第34条までに規定する滞在許可を有し、15か月以上中断することなく適法に、承認されて<sup>(38)</sup>又は〔退去強制を〕猶予されてドイツに滞在していること。

(2a) 国内に恒常的な居所を有し、〔退去強制を〕猶予されている外国人（滞在法第60a条）に対しては、15か月以上中断することなく適法に、承認されて又は猶予されてドイツに滞在している場合に、奨学金が支給される。

(3) その他、外国人に対しては、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす場合に、奨学金が支給される。

1. 教育訓練のうち奨学金の支給可能な部分が開始する前に合計5年間国内に滞在し、かつ、適法に稼得活動に従事していたこと。

2. 少なくとも一方の親が、教育訓練のうち奨学金の支給可能な部分が開始する前の6年間に合計3年間国内に滞在し、かつ、適法に稼得活動に従事していたこと。他の場合には、教育訓練のその後の経過においてこの要件を満たした時点からとする。この要件は、教育訓練生が最初の教育訓練において再度の教育訓練を受ける資格を取得し、その後遅滞なく当該教育訓練を開始する場合には、再度の教育訓練についても満たされているものとみなす。過去6年間において一方の親に求められる稼得活動の要件は、当該親の責に帰することができない理由により稼得活動が行われなかった場合において、当該親が6か月以上国内で稼得活動に従事していたときには、考慮しないことができる。

(4) 第1項又は第2項の規定により配偶者又は生活パートナーとして奨学金を受給する権利を有する教育訓練生は、適法にドイツに滞在する場合には、継続的な別居、離婚又は生活パートナーシップの解消を理由として、奨学金を受給する権利を喪失しない。

(5) 他の外国人に対して奨学金の支給を義務付ける〔他の〕法規及び行政規則は、その適用を妨げない。

## 第9条 適格

(1) 奨学金は、教育訓練生の成績に基づいて、目指す教育訓練の目標を達成することが見込まれる場合に支給される。

(2) 通常、教育訓練生が教育訓練機関に通学すること又は実習に参加すること及び高等専門学校、アカデミー又は大学の場合には教育訓練規則及び試験規則に従った学業の進歩が見られる場合に、目指す教育訓練の目標の達成が期待されるものとみなす。これに関しては、第48条の規定により必要な証明書を提出しなければならない。

(3) 通信教育過程の受講の場合には、教育訓練生が第3条第3項に規定する証明書を提出した場合に、目指す教育訓練の目標の達成が期待されるものとみなす。

---

(38) 滞在を承認された (gestattet) 外国人は、庇護を申請中の難民を指す。

## 第10条 年齢

- (1) （削除）
- (2) （削除）
- (3) 奨学金は、教育訓練生が奨学金を申請した教育訓練の開始時に満30歳以上であった場合及び第7条第1a項に規定する学業課程の場合には満35歳以上であった場合には、支給されない。第1文の規定は、次の各号に掲げるいずれかの場合には適用しない。
  1. 教育訓練生が、奨学金を受給しようとする教育訓練を受ける資格を、入学に際して職業訓練修了が要件とされる専門上級学校、夜間基幹学校、職業上構学校、夜間実科学校、夜間ジムナジウム若しくはコレークにおいて取得した場合又は一般学校修了試験若しくは特定の大学の入学試験〔の合格〕により有している場合
    - 1a. 大学入学資格を有さない教育訓練生が、その職業上の資格によって大学に入学を登録された場合
    - 1b. 教育訓練生が第7条第2項第2号又は第3号に規定する再度の教育訓練を開始する場合
  2. （削除）
  3. 教育訓練生が個人的な理由又は家庭の理由により、教育訓練を適時に開始することができなかった場合。これは、特に、教育訓練開始の年齢の上限に達したときに10歳未満の自らの子を中断なく養育し、この間月平均で週30時間以下の稼得活動に従事していた場合をいうが、一人親の場合には、生活保護の受給を回避するためであれば、週30時間を超える稼得活動も許される。
  4. 教育訓練生が、個人的な事情が大幅に変化したことにより困窮した場合で、かつ、この法律により奨学金の支給可能な教育訓練において職業資格をいまだ取得していない場合
 

第2文第1号、第1b号、第3号及び第4号の規定は、教育訓練生が、当該教育訓練を受ける要件を満たしたこと、〔教育訓練開始の〕障害となる事由がなくなったこと又は個人的な事情が大幅に変化したことにより困窮したことの後遅滞なく教育訓練を開始する場合に限り適用する。

## 第3章 支給

### 第11条 奨学金の額

- (1) 奨学金は、生活及び教育訓練について支給される（需要額）。
- (2) 需要額からは、以下の規定に従って、教育訓練生の所得及び資産並びに配偶者又は生活パートナー及び両親の所得をこの順序で控除しなければならない。最初に第17条第2項第1文の規定により給付及び貸与として、次に第17条第3項の規定により〔銀行〕貸付けとして及び最後に第17条第1項の規定により給付として支給される需要額から控除する。この法律にいう配偶者又は生活パートナーは、この法律に別段の定めがない限り、継続的に別居していない者とする。
- (2a) 両親の滞在场所が不明である場合又は両親が法的に若しくは事実上国内で〔教育訓練生を〕扶養することができない場合には、両親の所得を考慮しない。
- (3) 次の各号に掲げるいずれかの場合にも、両親の所得を考慮しない。
  1. 教育訓練生が夜間ジムナジウム又はコレークに通学する場合

2. 教育訓練生が教育訓練の開始時に満 30 歳以上であった場合
3. 教育訓練生が満 18 歳以上の場合、教育訓練の開始時に、過去 5 年間稼得活動に従事していた場合
4. 教育訓練生が、教育訓練の開始時に、3 年以上の教育訓練における職業資格の取得後 3 年間、又は 3 年未満の教育訓練の場合にはこれに応じて [3 年以上] 稼得活動に従事していた場合

第 1 文第 3 号及び第 4 号の規定は、教育訓練生が、稼得活動の間、その収入により自ら生計を立てることができた場合に限り適用する。

- (4) 配偶者又は生活パートナー及び両親又は一方の親の所得を、申請者の需要額のほか、この法律又は社会法典第 3 編第 56 条の規定により奨学金の支給可能な教育訓練を受ける他の教育訓練生の需要額から控除する場合には、同額ずつ控除する。その際には、所得者の子であって、両親の所得を控除せずに奨学金を受給することができるもの<sup>(39)</sup>も考慮しなければならないが、夜間ギムナジウム若しくはコレクに通学する子又は教育訓練の開始時に満 30 歳以上であった子は考慮されない。連邦防衛大学又は行政専門大学に通う教育訓練生が公務被用者として修習手当又は類似の給付を公費から受給している場合には、当該教育訓練生を考慮してはならない。

#### 第 12 条 生徒の需要額

- (1) 生徒の 1 か月の需要額は、次の各号に掲げるとおりとする。
1. 入学に際して職業訓練修了が要件とされない職業専門学校及び専門学校の生徒については 231 ユーロ<sup>(40)</sup>
  2. 夜間基幹学校、職業上構学校、夜間実科学学校及び入学に際して職業訓練修了が要件とされる専門上級学校の生徒については 418 ユーロ
- (2) 教育訓練生が両親の居宅に居住しない場合には、当該教育訓練生の 1 か月の需要額は、次の各号に掲げるとおりとする。
1. 継続一般学校及び職業専門学校並びに入学に際して職業訓練修了が要件とされない専門学校及び専門上級学校の生徒については 504 ユーロ
  2. 夜間基幹学校、職業上構学校、夜間実科学学校及び入学に際して職業訓練修了が要件とされる専門上級学校の生徒については 587 ユーロ
- (3) (削除)
- (3a) 教育訓練生が居住する居宅が両親の所有物である場合には、当該教育訓練生は両親の居宅に居住するとみなす。
- (4) 教育訓練が外国において行われる場合には、当該教育訓練の場所との往復のために、旅費が支給される。旅費は、欧州内においては往復各々 250 ユーロ、その他の地域の場合には往復各々 500 ユーロとする。特別な事情がある場合には、再度の往復費用を支給することができる。

#### 第 13 条 大学生の需要額

- (1) 教育訓練生の 1 か月の需要額は、次の各号に掲げるとおりとする。
1. 入学に際して職業訓練修了が要件とされる専門学校、夜間ギムナジウム及びコレクの教育訓練生については 372 ユーロ

(39) 第 3 項の規定に該当する場合を指す。

(40) 1 ユーロは、114 円である（平成 28 年 11 月分報告省令レート）。



2. 高等専門学校、アカデミー及び大学の大学生については 399 ユーロ
- (2) 第 1 項に規定する需要額は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額だけ住宅手当として増額される。
  1. 両親の居宅に居住する場合 1 か月 52 ユーロ
  2. 両親の居宅に居住しない場合 1 か月 250 ユーロ
- (3) （削除）
- (3a) 教育訓練生が居住する居宅が両親の所有物である場合には、当該教育訓練生は両親の居宅に居住するとみなす。
- (4) 第 5 条第 2 項の規定により教育訓練が外国において行われる場合には、当該外国における生活及び教育訓練の環境に応じて必要である限り、需要額に対して加算又は減算が行われ、この額は、連邦政府が連邦参議院の同意を必要としない法規命令により定める。

### 第 13a 条 医療保険及び介護保険に係る加算金

- (1) 次の各号に掲げるいずれかの医療保険に加入する教育訓練生については、1 か月の需要額を 71 ユーロずつ増額する。
  1. 社会法典第 5 編<sup>(41)</sup> 第 5 条第 1 項第 9 号、第 10 号又は第 13 号に規定する公的医療保険の強制加入者<sup>(42)</sup> 又は任意加入者
  2. 社会法典第 5 編第 257 条第 2a 項に規定する要件を満たす民間医療保険<sup>(43)</sup> で、同法典が定める給付の種類（疾病手当及び妊産婦手当を除く。）に準じた給付を請求することができるものの強制加入者  
 第 1 文第 2 号に規定する保険の契約給付額が支払った費用の一定割合に制限される場合には、需要額は、第 1 文に規定する額ではなく、証明の上、[1 か月の] 医療保険料分だけ増額されるが、ただし、第 1 文に規定する額を上限とする。この際には、申請時の保険料を基準とする。
- (2) 次の各号に掲げるいずれかの介護保険に加入する教育訓練生については、1 か月の需要額を 15 ユーロずつ増額する。
  1. 社会法典第 11 編<sup>(44)</sup> 第 20 条第 1 項第 9 号、第 10 号、第 12 号又は第 3 項に規定する社会的介護保険の強制加入者<sup>(45)</sup>
  2. 社会法典第 11 編第 23 条に規定する民間介護保険<sup>(46)</sup> であって、同法典第 61 条第 6 項に規定する要件を満たすものの強制加入者

### 第 14 条 実習生の需要額

実習生<sup>(47)</sup> の 1 か月の需要額は、当該実習と関連する教育訓練機関に通学する教育訓

(41) Das fünfte Buch Sozialgesetzbuch —Gesetzliche Krankenversicherung— (Artikel 1 des Gesetzes vom 20. Dezember 1988, BGBl. I S. 2477, 2482).

(42) 社会法典第 5 編（公的医療保険法）第 5 条第 1 項は、公的医療保険に加入する義務のある者を定めている。第 9 号は原則として 30 歳未満の大学生、第 10 号は対価を得ない職業訓練生、第 13 号はその他医療保険の請求権がない者である。

(43) 社会法典第 5 編第 257 条は、同法典が定める給付を提供する民間医療保険の加入者については、公的医療保険と同様、事業主が保険料の半額を負担する旨を定めている。

(44) Sozialgesetzbuch — Elftes Buch — Soziale Pflegeversicherung vom 26. Mai 1994 (BGBl. I S. 1014, 1015).

(45) 社会法典第 11 編（社会的介護保険法）第 20 条第 1 項は、社会的介護保険に加入する義務のある者を定めている。詳細は、注 (42) と同様である。

(46) 社会法典第 11 編第 23 条は、民間医療保険の加入者は、当該民間会社の介護保険に加入しなければならない旨を定めている。

練生に支給される額とする。第 13 条第 4 項の規定を準用しなければならない。

#### 第 14a 条 過度な負担がある場合における加算支給

連邦政府は、教育訓練が国内で行われる場合について、次の各号に掲げる教育訓練生の特別な経費を賄うために、第 12 条第 1 項及び第 2 項、第 13 条第 1 項及び第 2 項並びに第 13a 条に規定する額を上回る奨学金が支給される旨を、連邦参議院の同意を必要としない法規命令により定めることができる<sup>(48)</sup>。

1. 当該費用が教育訓練と直接に関連し、教育訓練の目標の達成に必要な限りにおいて、教育訓練費用
2. 過度な負担を避けるために必要な限りにおいて、住居費  
当該法規命令においては、特に次の各号に掲げる事項について定めることができる。
  1. 追加的な需要額が支払われる教育訓練課程
  2. 一般的に需要額を増額するものとして考慮される経費の種類
  3. その調達費用を追加的な需要額として認めるべき学習手段及び職業訓練手段の種類
  4. 追加的な需要額の教育訓練期間における配分
  5. 追加的な需要額又はその最高額及び自己負担額

#### 第 14b 条 子を有する教育訓練生に対する加算支給（児童養育加算金）

- (1) 10 歳未満の自らの子<sup>(49)</sup>と同じ世帯で生活する教育訓練生については、当該子 1 人につき 130 ユーロずつ 1 か月の需要額が増額される。この加算額は、同期間について、一方の親のみに対して支給される。親の両方が、この法律に基づいて奨学金を受給する権利を原則として有しており、共同の世帯で生活している場合には、両者が協議して、当該加算額を受給する者を決める。
- (2) 第 1 項に規定する加算額は、社会保険において所得として考慮されない。ただし、社会法典第 8 編<sup>(50)</sup>第 90 条に規定する〔児童福祉施設の〕利用料<sup>(51)</sup>の決定においては、平日の〔昼間の〕通常の時間帯の児童世話施設のために利用料を徴収する場合に限り、加算額を所得として考慮しない。

#### 第 15 条 支給期間

- (1) 奨学金は、教育訓練が開始する月の 1 日から、ただし早くとも申請した月の 1 日から支給される。
- (2) 奨学金は、教育訓練の期間（授業及び講義がない期間を含む。）支給されるが、学業課程については、原則として第 15a 条に規定する支給最長期間の末までとする。通信教育課程の受講については、奨学金は最長 12 か月支給される。
- (2a) 奨学金は、教育訓練生が病気又は妊娠のために教育訓練に参加できない間も支給されるが、ただし、4 か月目以降は支払われない。
- (3) 次の各号に掲げる理由により教育訓練の期間が支給最長期間を超えた場合には、支

---

(47) 実習生は、当該教育訓練の課程の一部である実習（第 2 条第 4 号）を受ける。なお、実習が行われる場所は、教育訓練機関の外部にある企業や官庁でなければならない。Ramsauer et al., *op.cit.*(4), S. 55.

(48) この規定に基づき、次の法規命令が制定された。Verordnung über Zusatzleistungen in Härtefällen nach dem Bundesausbildungsförderungsgesetz (HärteV) vom 15. Juli 1974 (BGBl. I S. 1449).

(49) 養子を含むが、里子及び継子を含まない。Ramsauer et al., *op.cit.*(4), S. 244f.

(50) Das Achte Buch Sozialgesetzbuch —Kinder und Jugendhilfe— in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. September 2012 (BGBl. I S. 2022).

(51) 社会法典第 8 編（児童・青少年援助法）第 90 条は、青少年のためのサービスや、保育園・幼稚園の利用料について定めている。

給最長期間を超えた適切な期間について、奨学金が支給される。

1. 重大な理由
  2. （削除）
  3. 大学又は州の法律で定められた委員会及び定款で定められた組織、教育訓練機関の定款で定められた [大学生の] 自治組織並びに学生互助会 [Studentenwerke]<sup>(52)</sup> における活動
  4. 修了試験の一度目の不合格
  5. 障害、妊娠、介護又は 10 歳以下の子の養育
- (3a) 大学の独立した学業課程に在籍する教育訓練生に対しては、学業修了のための支援として、支給最長期間又は第 3 項第 1 号、第 3 号若しくは第 5 号に規定する支給期間の経過後であっても、当該教育訓練生がこの時点以降少なくとも 4 学期以内に修了試験の受験を許可される場合において、当該教育訓練生が学業修了のための支援の期間内に教育訓練を修了できることを試験機関 [Prüfungsstelle] が証明するときには、最長 12 か月まで奨学金が支給される。修了試験が予定されていない場合には、当該教育訓練生が学業修了のための支援の期間内に教育訓練を修了できる旨の教育訓練機関の確認書を教育訓練生が提出することを条件として、第 1 文の規定を適用する。

#### 第 15a 条 支給最長期間

- (1) 支給最長期間は、大学大綱法第 10 条第 2 項に規定する標準学業期間又は同様の定めに従う。
- (2) 支給最長期間から、次の各号に掲げる時間を減じなければならない。
  1. 奨学金支給の開始前に、当該奨学金が支給される教育訓練を受けた時間
  2. 所管機関<sup>(53)</sup> が、先行する教育訓練若しくは職業実習活動又は先行する実習に基づいて、奨学金が支給される教育訓練 [の一部] として認定する時間
  3. 2008 年 1 月 1 日以降に開始したマスター課程に対する奨学金であって、第 5 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に規定するもの場合には、教育訓練生が第 7 条第 1a 項第 1 号の規定によりバチェラー課程修了に準じると認められる一段階の学業課程において第 8 学期を超えて在籍した時間

定時制の教育訓練を受けた時間は、全日制の教育訓練時間に換算しなければならない。教育訓練生が第 1 文第 2 号にいう認定の決定を提出しない場合には、奨学金官庁<sup>(54)</sup> [Amt für Ausbildungsförderung] が、学業規則及び試験規則並びに個別の事情を考慮して、減じるべき時間を決定する。所管機関がこれより後に行った認定の決定が第 3 文の規定により決定された時間と異なる場合において、教育訓練生が [減じるべき時間の] 認定の申請を可能な限り早く行ったことを証明したときには、所管機関の認定の決定を考慮しなければならない。

- (3) 学業課程においてドイツ語、英語、フランス語又はラテン語以外の言語が条件とされ、教育訓練生が大学に通学しながらこれを習得する場合には、支給最長期間は、1 言語につき 1 学期間延長される。第 1 文の規定は、統一協定<sup>(55)</sup> 第 3 条に規定する地域<sup>(56)</sup> に

(52) 学生互助会は公法上の団体であり、大学構内の食堂や学生寮の経営を行い、また、大学生から奨学金等の相談を受けたりする。ドイツ全国に 58 の学生互助会がある。„Studentenwerke”. Deutsches Studentenwerk ウェブサイト <<https://www.studentenwerke.de/de/content/studentenwerke>> を参照。

(53) 大学の試験委員会等。Ramsauer et al., *op.cit.*(4), S. 276.

(54) 奨学金官庁とは、奨学金を所管する官庁として、州が設置するものである（第 40 条を参照）。

において 2001 年 9 月 30 日以前に大学入学資格を取得した教育訓練生に対しては、必要なラテン語の知識を大学在学中に習得するためにも支給最長期間が延長されるという条件で適用する。

#### 第 15b 条 教育訓練の開始及び終了

- (1) この法律にいう教育訓練は、授業又は講義が実際に開始した月の 1 日に開始したものとみなす。
- (2) 教育訓練の終了と次の教育訓練の開始の間に 1 か月しかない場合には、第 1 項の規定にかかわらず、教育訓練は、当該月の 1 日に開始したものとみなす。当該月は、後の教育訓練の最初の支給期間に含めなければならない。
- (2a) 教育訓練生が、外国において教育訓練を終了し、国内において次の教育訓練を可能な限り早く開始する場合において、当該 2 つの教育訓練の間の最長 4 か月間いずれの教育訓練機関にも通学しないときには、後の教育訓練の開始前の最長 2 か月間奨学金が支給される。当該 2 か月は、後の〔教育訓練の〕支給期間に含めなければならない。
- (3) 教育訓練は、〔教育訓練生が〕教育訓練の修了試験に合格した月の経過をもって、又は修了試験がない場合には教育訓練が実際に計画に従って終了した月の経過をもって終了する。試験証書又は卒業証書が発行される場合には、第 1 文の規定にかかわらず、この証書の日付を基準とする。ただし、大学教育は、第 1 文及び第 2 文の規定にかかわらず、修了した教育訓練の総合成績が通知された月の経過をもって終了とするが、遅くとも最後の試験が行われた月の後の 2 か月の経過をもって終了する。
- (4) 教育訓練生が教育訓練を中止し（第 7 条第 3 項第 2 文）、他の種類の教育訓練機関においてこれを継続しない場合にも、教育訓練の終了とみなす。

#### 第 16 条 外国における支給期間

- (1) 第 5 条第 2 項第 1 号又は第 5 項に規定する外国における教育訓練については、奨学金は、最長 1 年間支給される。第 1 文の規定は、一の教育訓練において、複数国における教育訓練機関への通学が当該教育訓練にとって特別な意味を有しない場合には<sup>(57)</sup>、関連する一の期間のみに適用する。
- (2) 奨学金は、国内に所在する大学と同等である教育訓練機関への通学についても、これが当該教育訓練にとって特別な意味を有する場合には、3 学期間延長して支給することができる。
- (3) 第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する場合には、奨学金は、第 1 項及び第 2 項に規定する期限なしに支給される。

#### 第 17 条 支給の種類

- (1) 奨学金は、第 2 項及び第 3 項に規定する場合を除き、給付として支給される。
- (2) 高等専門学校、アカデミー及び大学への通学並びにこれらの教育訓練機関への通学と関連する実習への参加に対する毎月の奨学金は、第 3 項に規定する場合を除き、その半額を貸与とし、2001 年 3 月 1 日以降に開始する教育訓練に対する貸与については、総額 1 万ユーロまでを返済しなければならない。次の各号に掲げる金銭には、第 1 文の規定

---

(55) Einigungsvertrag vom 31. August 1990 (BGBl. I II. S. 889). 統一協定により、旧東独が旧西独に統一された。詳細は、広渡清吾『統一ドイツの法変動—統一の一つの決算—』有信堂高文社、1996, pp.48-58 を参照。

(56) 旧東独の諸州を指す。

(57) 「特別な意味を有する場合」とは、複数の言語を習得すること及び複数国の文化を知ることが教育訓練の内容となっている場合である。Ramsauer et al., *op.cit.*(4), S. 290.



定を適用しない<sup>(58)</sup>。

1. 必要な大学授業料を証明した上での第 13 条第 4 項に規定する需要額に対する加算金
  2. 第 15 条第 3 項第 5 号の規定により支給最長期間を超えて支給される奨学金
  3. 第 14b 条に規定する児童養育加算金
- (3) 高等専門学校、アカデミー及び大学への通学並びにこれらの教育訓練機関への通学と関連する実習への参加に対する奨学金は、次の各号に掲げる場合には、第 18c 条に規定する銀行貸付金とする。
1. 第 7 条第 2 項 [第 1 文] 第 2 号及び第 3 号並びに第 2 文に規定する再度の教育訓練
  2. 第 7 条第 3 項に規定する別の教育訓練。ただし、当該教育訓練の標準の支給最長期間の学期数から先行する未修了の教育訓練を受けた学期数を減じて得られる学期数を超えた場合に限る。
  3. 第 15 条第 3a 項に規定する場合における支給最長期間の経過後 [の教育訓練]  
教育訓練生が、重大な理由又はやむを得ない理由により教育訓練を初めて中止した場合又は専門分野を変更した場合には、[第 1 文] 第 2 号の規定を適用しない。第 1 文の規定は、第 14b 条に規定する児童養育加算金及び第 15 条第 3 項第 5 号の規定により支給最長期間を超えて支給される奨学金には適用しない。

#### 第 18 条 貸与の条件

- (1) 第 17 条第 2 項第 1 文に規定する貸与については、第 2 項から第 6 項まで、第 18a 条及び第 18b 条の規定を適用する。
- (2) 貸与には、利子を付してはならない。第 1 文の規定にかかわらず、支払期限を 45 日を超えて超過した場合には、第 17 条第 2 項第 1 文に規定する未償還の返済金総額は、法的状況が同じであることを前提として、年間 6 パーセントの利子を付さなければならない。貸与債権の回収のための費用を、これにより賄ってはならない。
- (3) 1976 年 3 月 31 日まで効力を有していた第 2 項第 1 号に規定する貸与及び利子は、法的状況が同じであることを前提として、105 ユーロ以上の額を毎月同額で 20 年以内に返済しなければならない。返済においては、第 1 項の規定により一の教育訓練生に貸与された全額を、一の貸与とみなす。初回の返済は、支給最長期間の終了から 5 年経過後、アカデミーにおける教育訓練の場合には、最後に奨学金の貸与を受けた教育訓練課程又は学業課程について、教育訓練規則及び試験規則において定められた教育訓練期間の終了から 5 年経過後に行わなければならないが、第 17 条第 2 項第 1 文に規定する貸与が複数の教育訓練について行われた場合には、最初の教育訓練について最後に有効であった支給最長期間又は [教育訓練規則及び試験規則において] 定められた教育訓練期間を基準として、返済の開始時期を決める。この法律による奨学金を受給している間は、貸与を受けた者の申請により、返済義務を猶予しなければならない。
- (4) 連邦行政庁 [Bundesverwaltungsamt]<sup>(59)</sup> の催告があった場合には、3 か月分をまとめて返済しなければならない。
- (5) 第 2 項に規定する利子は、直ちに支払われなければならない。
- (5a) 連邦行政庁は、支給最長期間の経過後に、貸与を受けた者に対して、第 3 項第 3 文

(58) 第 1 号から第 3 号に規定する金銭は、全て給付である。

(59) 連邦行政庁は、連邦内務省の下にあり、ドイツから外国へ移住する者に対する情報提供や外国に居住する者の国籍に係る問題等を所管する。

に規定する返済の開始時期にかかわらず、返済額及び支給最長期間を確定する決定を送付する。当該確定に対する異議申立期間が経過した後は、当該確定についての検証を行わず、この際、特に、社会法典第10編<sup>(60)</sup>第44条<sup>(61)</sup>の規定は適用されない。第1文の規定により確定された返済額の支給期間外の年に貸与が行われていた場合には、この返済額は、別の決定により補足して確定する。[この場合には、]第2文の規定を準用する。

- (5b) 貸与は、その全部又は一部を早く返済することができる。貸与の一部が早く償還された場合には、申請により、債務残額を割り引かなければならない。
- (5c) 貸与を受けた者が死亡した場合には、返済期限が来ていない残債務は消滅する。
- (6) 連邦教育研究省は、連邦参議院の同意を必要としない法規命令により、次の各号に掲げる事項の詳細を定める<sup>(62)</sup>。
  - 1. 利子付与の開始及び終了並びに特別な理由による利子付与の中止
  - 2. 貸与金の管理及び回収に関する事務（返済請求権の保全のための措置を含む。）並びに連邦及び州への[返済金の]払戻し
  - 3. 貸与を受けた者の住所調査及び催告手続のための概算費用の徴収

#### 第18a条 所得に応じた返済

- (1) 貸与を受けた者の収入が1か月1,145ユーロ以下である場合には、その申請により、返済義務の開始を猶予しなければならない。その配偶者及び子がこの法律又は社会法典第3編第56条の規定により奨学金の支給可能な教育訓練を受けていない場合には、第1文に規定する金額は、次の各号に掲げる額だけ増額される。
  - 1. 配偶者又は生活パートナーにつき570ユーロ
  - 2. 貸与を受けた者の子1人につき520ユーロ第2文に規定する額は、配偶者又は生活パートナー及び子の所得の額だけ、減額される。自らの子のほか、第25条第5項第1号から第3号までに規定する者も、貸与を受けた者の子とみなす。第47条第4項及び第5項の規定を準用する。第1文に規定する額は、障害者及び1人親については、別途の申請により、次の各号に掲げる額だけ増額される。
  - 1. 障害者の場合には、所得税法<sup>(63)</sup>第33b条<sup>(64)</sup>に準じた障害を理由として必要な経費
  - 2. 1人親の場合には、同居する16歳未満の子の世話のためのサービスの利用に必要な経費として、第1子については1か月175ユーロまで、第2子以降の子1人につき85ユーロまで
- (2) 第1項第1文に規定する申請により、申請した月の1日から通常1年間返済義務を猶予されるが、申請した月の最長4か月前から遡及的に猶予を受けることもできる（猶予期間）。第3項に規定する場合を除き、申請した月の所得を、猶予期間の全ての月の所得とみなす。貸与を受けた者は、猶予の要件を満たすことを疎明しなければならない。

---

(60) Zehntes Buch Sozialgesetzbuch — Sozialverwaltungsverfahren und Sozialdatenschutz — in der Fassung der Bekanntmachung vom 18. Januar 2001 (BGBl. I S. 130).

(61) 社会法典第10編（社会保障に係る行政手続及びデータ保護）第44条は、瑕疵ある行政行為は、異議申立期間が経過した後も、遡及効を持って取り消さなければならない旨を定めている。

(62) この規定に基づき、次の法規命令が制定された。Verordnung über die Einziehung der nach dem Bundesausbildungsförderungsgesetz geleisteten Darlehen (DarlehensV) in der Fassung der Bekanntmachung vom 28. Oktober 1983 (BGBl. I S. 1340).

(63) Einkommensteuergesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 8. Oktober 2009 (BGBl. I S. 3366, 3862).

(64) 所得税法第33b条は、障害者や介護者等に対する所得税軽減措置を定めている。

- (3) 申請後に、猶予に係る事情に変更があった場合には、変更があった月の1日から、猶予の決定を変更する。公的年金及び恩給の額の通常の改定は、第1文にいう〔事情の〕変更とみなさない。
- (4) （削除）
- (5) 第18条第3項に規定する20年の返済期間は、貸与を受けた者が返済義務を猶予された期間、最長でも10年間停止する。ただし、2009年12月31日まで効力を有していた第18b条第5項<sup>(65)</sup>の規定により貸与額の一部の返済が免除されていた場合には、これを適用しない。

#### 第18b条 貸与額の一部の返済免除（略）

#### 第18c条 銀行貸付金

- (1) 復興金融公庫 [Kreditanstalt für Wiederaufbau] は、第17条第3項の場合には、第2項から第11項までの基準に従って、教育訓練生の申請に基づき、〔奨学金支給〕承認決定に記載された貸付額について、当該教育訓練生と私法上の貸付契約を締結する。教育訓練生と復興金融公庫は、第2項から第11項までの規定と異なる貸付条件で契約することができる。
- (2) 第1項に規定する銀行貸付金には、支払われたときから利子が付される。返済の開始まで、利子の支払は猶予される。貸付金の債務額は、3月31日及び9月30日に、支払を猶予された利子額の分だけ増額される。
- (3) 貸付金総額に係る利率は、法的状況が同じであることを前提として、4月1日及び10月1日以降の各半年間、〔当該の日に発表された〕6か月物欧州銀行間取引金利（Euro Interbank Offered Rate-Sätze; EURIBOR）<sup>(66)</sup>に1パーセントを加えた利率とする。第1文に規定する日に欧州銀行間取引金利が発表されない場合には、次に発表された欧州銀行間取引金利を適用する。
- (4) 返済の開始後、貸付けを受けた者から申請があった場合には、最長で10年間の固定金利を契約しなければならない。申請は、4月1日及び10月1日付けで行うことができ、これより1か月前に復興金融公庫に届けなければならない。この際は、法的状況が同じであることを前提として、償還期間が同じ銀行債の利率に1パーセントを加えた利率とする。
- (5) 第18条第3項第2文及び第4文並びに第5c項の規定を準用しなければならない。
- (6) 銀行貸付金は、利子とともに、法的状況が同じであることを前提として、105ユーロ以上の額を毎月同額で20年以内に返済しなければならない。初回の返済は、教育訓練生が最後に銀行貸付けを受けた月の末から18か月後に行わなければならない。
- (7) 貸付けを受けた者が第18条第1項に規定する貸与及び〔本条〕第1項に規定する貸付けの両方を受けた場合には、その返済は、〔本条〕第1項に規定する貸付けを第18条第1項に規定する貸与に優先し、利子を含む貸与及び貸付額が、法的状況が同じであることを前提として、105ユーロ以上の額を可能な限り毎月同額で22年以内に返済されるように調整しなければならない。第18条第1項に規定する貸与に係る初回の返済は、〔本条〕第1項に規定する貸付けに係る最後の返済期日の翌月に行わなければならない。〔本

(65) 2009年12月31日まで効力を有していた第18b条第5項の規定は、10歳以下の子を養育する者について、貸与額の一部の返済免除を定めていた。

(66) 欧州銀行間取引金利とは、ユーロ圏で行われる銀行間の貸出金利である。欧州銀行連盟（European Banking Federation）が発表し、他の金融商品の金利の基準とされる。1週間物～1年物までである。

条] 第 1 項に規定する貸付金がこの時点よりも前に償還された場合には、第 18 条第 1 項に規定する貸与に係る初回の返済は、償還された月の翌月の末に行わなければならない。第 18 条第 3 項第 3 文の規定は、その適用を妨げない。

- (8) 復興金融公庫は、返済の開始の前に、貸付けを受けた者に対して、第 6 項に規定する返済期日を留保して、貸付債務額、猶予された利子額、適用される利率規定、毎月の返済額及び返済期間を通知する。復興金融公庫の催告があった場合には、連続する 3 か月分をまとめて返済しなければならない。
- (9) 貸付金は、いつでも、その全部又は一部を返済することができる。
- (10) 復興金融公庫が要求した場合には、期日どおりの返済を期待できない者の貸付額及び利子額は、[当該の者に代って、連邦が] 同公庫に対して支払わなければならない。これは、特に次の各号に掲げる場合とする。
  1. 貸付けを受けた者が連続する 6 か月間返済を行わなかった場合又はこの間に 4 か月分の返済額が回収されていない場合
  2. 復興金融公庫との貸付契約が法律の規定に準じて有効に解約された場合
  3. 貸付けを受けた者の稼得の状況若しくは就労不能な状況又は病気を理由として貸付金の返済が 1 年以上困難又は不可能であった場合
  4. 貸付けを受けた者が支払不能となった場合又は 1 年以上社会法典第 12 編<sup>(67)</sup>に基づく生活扶助若しくは社会法典第 2 編に基づく生活保障給付を受けた場合
  5. 貸付けを受けた者の滞在場所が 6 か月以上不明である場合第 1 文に規定する [連邦による] 支払とともに、貸付契約から生じる請求権は連邦に移行する。
- (11) 連邦教育研究省は、連邦参議院の同意を必要としない法規命令により、第 3 項及び第 4 項の規定により [欧州銀行間取引金利及び銀行債の] 利率に上乘せする率を実際の費用に適合させる方法の詳細を定める。

#### 第 18d 条 復興金融公庫

- (1) 第 18c 条第 10 項の規定により連邦に移行した貸付金の債権は、復興金融公庫がその管理及び回収を行う。
- (2) [連邦は、] 復興金融公庫に対して、次の各号に掲げる額を立て替える。
  1. 第 18 条第 5c 項の規定を準用して消滅した貸与の残債務
  2. 第 18c 条第 10 項第 1 文に規定する貸付額及び利子額
- (3) 復興金融公庫は、第 18c 条第 10 項の規定により連邦に移行した貸付金の債権の管理費用について、貸付けを受けた者が当該費用を負担しない限りにおいて、立替えを受ける。
- (4) 復興金融公庫は、年度の終了後、各州に対して、第 2 項の規定により 2014 年 12 月 31 日までに [連邦に] 立替えを要求した貸付金のうち、第 1 項の規定により連邦に代わって回収した貸付額及び利子額の一覧並びに第 56 条第 2a 項を基準としたその [各州への] 配分額の一覧を送付する。復興金融公庫は、年度末までに、各州に対して、予想される各州への配分額の前金を支払い、翌年度の 6 月 30 日までに残額を支払う。

---

(67) 社会法典第 12 編は、社会扶助制度を定める法律である。社会扶助は、①一時的に稼得能力を有しない 65 歳未満の者、② 65 歳以上の高齢者及び 18 歳以上の長期完全稼得能力減少者を対象とした最低生活保障制度である。齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』728 号, 2011.9, p.119. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050701\\_po\\_072807.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050701_po_072807.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>) を参照。



## 第19条 相殺（略）

## 第20条 返済義務（略）

## 第4章 所得の計算

## 第21条 所得の定義

(1) 所得とは、第3文及び第4文、第2a項、第3項並びに第4項の規定を留保して、所得税法第2条第1項及び第2項<sup>(68)</sup>にいう正の所得の合計をいう。[この合計額から]他の種類の所得から生じる負の額及び配偶者又は生活パートナーの所得と合算したことによる負の額を控除することはできない。[第1文に規定する]所得から、次の各号に掲げる額を控除することができる。

1. 高齢者負担軽減額 [Altersentlastungsbetrag] (所得税法第24a条)<sup>(69)</sup>
2. (削除)
3. 所得の計算期間に支払うべき所得税、教会税及び営業税
4. 所得の計算期間に支払うべき強制社会保険料、雇用保険料並びに任意社会保険料及び民間の医療、介護、労災又は生命保険のための経費のうちの適切な額
5. 所得税法第86条に規定する最低自己負担額を超えない範囲で、同法第82条の規定により助成される老齢年金保険<sup>(70)</sup>の保険料  
 労災年金を含む終身定期金 [Leibrenten]<sup>(71)</sup>及び恩給年金は、全額を非自営業所得とみなす。

(2) 第1項第4号に規定する控除を行うために、第1項第1号及び第2号並びに第4項第4号に規定する額を控除した後の正の総所得額から、次の各号に掲げる百分率に相当する額を控除する。

1. 年金保険に加入義務のある被用者及び教育訓練生にあっては21.2パーセント。ただし、年間最高13,000ユーロ。
2. 年金保険に加入義務のない被用者及び年金保険加入義務の有無にかかわらず就業又は活動により老齢保障金の請求権を有する年金生活者であって稼得活動を行うものにあつては15パーセント。ただし、年間最高7,300ユーロ。
3. 被用者でない者及び申請により保険加入義務を免除された者又は少額雇用ゆえに保険加入を免除される被用者にあつては37パーセント。ただし、年間最高22,400ユーロ。
4. 稼得活動を行わない年金生活者及び稼得活動を行わない他の者にあつては15パーセント。ただし、年間最高7,300ユーロ。

全ての所得者は、第1号から第4号までに掲げるグループの一に属するものとし、これは、所得の計算期間の一部のみについて要件を満たす場合にも同様とする。[複

(68) 所得税法第2条第1項及び第2項によれば、所得税は、農林業、営業、自営業、非自営業、資本財、賃貸等からの収入に課される。

(69) 高齢者負担軽減額とは、満64歳になった年の翌年度以降の、限度額までの範囲内における所得の一定割合を控除することができる制度をいう。

(70) 公的年金に加えて、追加の民間の老齢年金保険（リースター年金と通称される。）に加入する者は、所得の4%（最低自己負担額）を保険料として支払う場合に、規定の上限額の助成を受ける。

(71) 民法典第759条から第761条までに規定され、金銭又は動産が債権者の生存期間中定期的に支払われるものである。山口和人『ドイツ民法II（債務関係法）』（調査資料2015-1-a 基本情報シリーズ20）国立国会図書館調査及び立法考査局、2015, pp.152-153. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9422638\\_po\\_201506.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9422638_po_201506.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)

数の号に該当する場合には、] 該当する号のうち最も上位の号に掲げるグループに属する。

(2a) 外国に通常の居所を有する給与所得者の所得であって、外国の税法のみに服するものも、所得とみなす。粗所得額から、所得税法を準用して各々の所得の種類に応じた額、場合によっては少なくとも所得税法第9a条に規定する概算の稼得用必要経費 [Pauschbeträge für Werbungskosten] の額を控除しなければならない。このようにして算出した正の総所得額から、支払った税金及び第2項の規定を準用した概算の社会保障費用を控除する。

(3) 次の各号に掲げる実際の受給額も所得とみなす。

1. 申請者が受給する遺児年金及び遺児手当
2. この法律によらない教育訓練支援金及び同様の給付。これらが、拋出者が定めた一般的に有効な支給指針に基づき、才能や成績を考慮して、使途目的を細かく限定せずに支給されるものである場合には、所得の計算期間における月平均の額が300ユーロを上回る場合に限る。第4項第4号の規定は、その適用を妨げない。
3. (削除)
4. 生活需要を賄うための他の収入。ただし、連邦教育研究省が連邦参議院の同意を必要としない法規命令において定める場合には、教育訓練生の両親及びその配偶者又は生活パートナーからの扶養金を除く。

[軍務により] 傷害を受けた者が一の子について受給する養育支援金 (連邦戦争犠牲者援護法<sup>(72)</sup> 第27条) は、子の所得とみなす。

(4) 次の各号に掲げる金銭は、所得とみなさない。

1. 連邦戦争犠牲者援護法及び連邦戦争犠牲者援護法の規定が適用される法律に基づく基礎年金及び重度障害者加算金
2. 連邦戦争犠牲者援護法に基づく基礎年金及び重度障害者加算金が同法第65条の規定により休止する場合に、これに準じた額の給付金
3. 国家社会主義政党による迫害の犠牲者に対して、迫害により被った健康障害の補償として支給される年金。ただし、戦争犠牲者援護制度に基づき、稼得能力が同様に減少した戦争犠牲者に対して支給される基礎年金及び重度障害者加算金の額を上限とする。
4. その目的上 [この法律に基づく] 需要額から控除することがふさわしくない収入。これは、特に、この法律にいう需要を賄うのとは別の目的が定められた収入である。

## 第22条 教育訓練生の所得の計算期間

- (1) 教育訓練生の所得の計算においては、[奨学金支給] 承認期間における所得関係を基準とする。その計算において所得税法第9a条に規定する概算の稼得用必要経費を考慮しなければならない場合には、1年間の当該概算の稼得用必要経費の12分の1の額に [奨学金支給] 承認期間の月数を掛けた額を控除しなければならない。
- (2) [奨学金支給] 承認期間の各月の需要額から、総所得額を [奨学金支給] 承認期間の月数で除して得られる額を控除する。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、次の各号に掲げる者の所得を考慮する際に準用する。
  1. 第23条第2項に規定する子

---

(72) Bundesversorgungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 22. Januar 1982 (BGBl. I S. 21).

2. 子、第 25 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに規定する者及び第 25 条第 3 項の規定により扶養を受ける権利を有する他の者

### 第 23 条 教育訓練生の所得からの控除額

- (1) 教育訓練生の所得から、次の各号に掲げる額を毎月控除する。

1. 教育訓練生本人については、290 ユーロ
2. 教育訓練生の配偶者又は生活パートナーについては、570 ユーロ
3. 教育訓練生の子 1 人につき 520 ユーロ

第 1 文第 2 号及び第 3 号の規定は、この法律又は社会法典第 3 編第 56 条の規定により奨学金の支給可能な教育を受けている配偶者又は生活パートナー及び子には適用しない。

- (2) 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する控除額は、教育訓練生の配偶者又は生活パートナー及び子の扶養を目的とし、又はこれらの者の扶養のために使用されることが通常であり若しくは期待される教育訓練生の収入 [Einnahmen]<sup>(73)</sup> 並びに配偶者又は生活パートナー及び子の所得の額の分だけ減額される。
- (3) 教育訓練関係に基づき得られる報酬は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、その全額が需要額から控除される。
- (4) 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げるとおりとする。
1. 第 12 条第 1 項第 1 号に規定する需要額を受給する教育訓練生の遺児年金及び遺児手当のうち 1 か月 180 ユーロ並びに他の教育訓練生の遺児年金及び遺児手当のうち 1 か月 130 ユーロは、需要額から控除しない。
  2. 公費からの教育訓練支援金及び同様の給付又は公費を受けている奨学金支給機関からの同様の給付並びに外国の奨学金は、その全額を需要額から控除する。この目的のために公的資金と民間資金の両方を原資とし、これを合わせて一の給付として支給する教育訓練支援金及び同様の給付は、統一して公費からの給付とみなす。公費からの教育訓練のための所得は、その全額を需要額から控除する。
  3. (削除)
  4. 離婚した又は継続的に別居する配偶者からの扶養料は、その全額を需要額から控除する。生活パートナーシップを解消した又は継続的に別居する生活パートナーからの扶養料についても同様とする。
- (5) 第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、過度な負担を避けるために、[奨学金支給] 承認期間が経過する前の別途の申請により、需要額では賄うことができない教育訓練の特別な費用を賄うために必要な場合には、教育訓練生の所得から更なる額を控除することができる。ただし、1 か月に 260 ユーロを上限とする。

### 第 24 条 両親及び配偶者又は生活パートナーの所得の計算期間

- (1) 教育訓練生の両親及び配偶者又は生活パートナーの所得の [需要額からの] 控除については、[奨学金支給] 承認期間の開始の 2 年前の年度の所得関係を基準とする。
- (2) 当該所得者がこの期間内に所得税の税額の査定を受けていた場合において、納税通知書を奨学金官庁に提出しないときには、疎明された所得関係を考慮して、[奨学金の] 申請を決定する。この場合には、奨学金は、第 18c 条の場合を除き、返還の可能性を留

(73) 収入は、所得の定義に該当しないもので、主に家族のための手当であるが、児童手当は全額が収入とみなされない。Ramsauer et al., *op.cit.*(4), S. 413f.

保して支給される。納税通知書が奨学金官庁に提出されたとき、申請についての決定は最終的に確定する。

- (3) [奨学金支給] 承認期間における所得が、第1項の規定により基準とされる期間におけるよりもはるかに低くなることが予想される場合には、教育訓練生の別途の申請により、[奨学金支給]承認期間における所得関係を基準としなければならないが、当該[奨学金支給]承認期間後に行われた申請は、考慮されない。教育訓練生は、第1文に規定する要件を満たすことを疎明しなければならない。奨学金は、第18c条の場合を除き、返還の可能性を留保して支給される。[奨学金支給]承認期間における所得が最終的に確認されたとき、申請についての決定は最終的に確定する。
- (4) [奨学金支給]承認期間の各月の需要額から、所得の計算期間の年間所得の12分の1の額を控除しなければならない。第1文の規定にかかわらず、第3項の場合には、[奨学金支給]承認期間の月間所得の合計を[奨学金支給]承認期間の月数で除して得られる額を控除しなければならないが、この場合においては、当該年度の所得の12分の1の額を月間所得とみなす。

#### 第25条 両親及び配偶者又は生活パートナーの所得からの控除額

- (1) 次の各号に掲げる額を毎月控除する。
  1. 継続的に別居していない婚姻した両親又は生活パートナーシップを設定した両親の所得から、1,715ユーロ
  2. その他の場合においては、一方の親の所得及び教育訓練生の配偶者又は生活パートナーの所得から、それぞれ1,145ユーロ
- (2) (削除)
- (3) 第1項に規定する控除額は、次の各号に掲げる者が、この法律又は社会法典第3編第56条の規定により奨学金の支給可能な教育訓練を受けていない場合には、当該各号に定める額だけ増額される。
  1. 当該所得者の配偶者又は生活パートナーであって、教育訓練生と親子関係にないもの 570ユーロ
  2. 所得者の子及び民法典の規定により所得者が扶養義務を負う他の者1人につき 520ユーロ

第1文に規定する控除額は、当該配偶者若しくは生活パートナー、子又は他の扶養を受ける権利を有する者の所得の額だけ、減額される。
- (4) 第1項、第3項及び第6項に規定する控除額を上回る両親及び配偶者又は生活パートナーの所得から、[さらに、] 次の各号に掲げる割合が控除される。
  1. 50パーセント
  2. 第3項の規定により所得控除が行われる子1人につき5パーセント
- (5) 自らの子のほか、次の各号に掲げる者も、所得者の子とみなす。
  1. 里子[Pflegekinder] (所得者と家族同様の長期にわたるつながりを有する者であって、所得者と同居し、実親との保護及び養護関係がもはや存在しないもの)
  2. 所得者の配偶者又は生活パートナーの子であって、所得者と同居するもの
  3. 同居する孫
- (6) 上記の規定にかかわらず、過度な負担を避けるために、[奨学金支給]承認期間が経過する前の別途の申請により、所得から更なる額を控除することができる。これは、特に、所得税法第33条から第33b条まで<sup>(74)</sup>に規定する通常を超える負担及び民法典の



規定により所得者が扶養義務を負う障害者に係る経費とする。

## 第5章 資産控除

### 第26条 資産控除の範囲

教育訓練生の資産は、第27条から第30条までの規定により〔需要額から〕控除される。

### 第27条 資産の定義

(1) 次の各号に掲げるものは、全て資産とみなす。

1. 動産及び不動産
2. 債権及び他の権利

ただし、教育訓練生が法的な理由により使用できない物〔Gegenstände〕を除く。

(2) 次の各号に掲げるものは、資産とみなさない。

1. 恩給、年金及び他の定期給付を受ける権利
2. 1983年4月21日に公示された文言の軍人援護法<sup>(75)</sup>（連邦法律公報第1部457頁）第12条及び第13条並びに発展途上国開発援助隊員法<sup>(76)</sup>第4条第1項第2号に規定する帰国後生活支援金
3. 用益権<sup>(77)</sup>
4. 家財

### 第28条 資産の価値決定

(1) 資産の価値は、次の各号に掲げる基準に従って決定しなければならない。

1. 有価証券については、市場価格
2. 他の資産については、時価

(2) 価値は、申請時を基準とする。

(3) 第1項及び第2項の規定により算出された額から、申請時の債務及び公的負担〔Lasten〕<sup>(78)</sup>を減じなければならない。ただし、これは、この法律により受けた貸与には適用しない。

(4) 申請時と〔奨学金支給〕承認期間の終了の時点の間の〔資産に係る〕変更は、考慮しない。

### 第29条 資産からの控除額

(1) 次の各号に掲げる額を資産から控除する。

1. 教育訓練生本人については、7,500ユーロ
2. 教育訓練生の配偶者又は生活パートナーについては、2,100ユーロ
3. 教育訓練生の子1人につき2,100ユーロ

この際、申請時の関係を基準とする。

(2) （削除）

---

(74) 所得税法第33条から第33b条までの規定は、高額医療費や教育費用、障害者に係る費用の所得控除について定める。

(75) Soldatenversorgungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 16. September 2009 (BGBl. I S. 3054). 第27条第2項第2号で規定するのは、1983年4月21日付の法文（1983年4月30日付連邦法律公報に掲載）である。

(76) Entwicklungshelfer-Gesetz vom 18. Juni 1969 (BGBl. I S. 549).

(77) 用益権は、物（又は権利）に変更を加えずに、物から利益を収取しうる物権である。日本の民法では定められていない。山田晟『ドイツ法概論Ⅱ』〔第3版〕有斐閣、2001、p.232.

(78) 税金及び社会保障費を意味する。

(3) 過度な負担を避けるために、資産から更なる額を控除することができる。

### 第30条 毎月の控除額

教育訓練生の毎月の需要額から、控除する資産額を〔奨学金支給〕承認期間の月数で除して得られる額を控除しなければならない。

### 第31条～第34条（削除）

## 第6章

### 第35条 需要額及び控除額の見直し

需要額、控除額並びに第21条第2項に規定する百分率及び最高額は、2年ごとに見直し、法律により改定しなければならない。その際、所得関係及び資産形成の推移並びに生計費及び財政経済上の変化を考慮しなければならない。連邦政府は、これを連邦議会及び連邦参議院に報告しなければならない。2016年度に係る報告は、2017年度に行う。

## 第7章 仮払い及び請求権の移行（略）

## 第8章 組織

### 第39条 委託行政

- (1) この法律は、第2項の規定を留保して、連邦の委託を受けて、州により執行される。
- (2) 第18条第1項に規定する貸与金は、連邦行政庁が管理し、回収する。所管の連邦金庫〔Bundeskasse〕<sup>(79)</sup>は、連邦行政庁に代わって、貸与金の回収及び催告に際して、金庫の事務を行う。
- (3) 各州は、当該州に所在する教育訓練機関及び通信教育機関のために、第2条第2項及び第3条第4項に規定する決定を行う所管官庁を指定する。
- (4) 連邦政府は、連邦参議院の同意を必要とする一般行政規則により、実体法として定めるアルゴリズムの形式（コンピューター・プログラム）により、この法律に基づく給付の償還請求及び精算に係る統一的な電子的計算式を定めることができる。

### 第40条 奨学金官庁

- (1) 州は、郡及び郡に属さない都市に、奨学金官庁を設置する。州は、複数の郡及び/又は郡に属さない都市について、共同の奨学金官庁を設置することができる。ベルリン州においては、複数の奨学金官庁を設置することができる。ベルリン州、ブレーメン州及びハンブルク州においては、奨学金官庁を設置しないことができる。
- (2) 州は、第1項の規定にかかわらず、国内に所在する大学に通学する教育訓練生のために、州立大学又は学生互助会に奨学金官庁を設置する。当該奨学金官庁には、大学生と同様の奨学金を受給する他の教育訓練生のための事務も委任することができる。州は、州立大学に設置された奨学金官庁がその任務のために学生互助会を使用することを定めることができる。学生互助会は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、奨学金官庁となることができる。

---

(79) 連邦金庫は、連邦の支払事務を行うために、財務管理法（Finanzverwaltungsgesetz）に基づいて、キール（Kiel）、ハレ（Halle）、トリア（Trier）、ヴァイデン（Weiden）の4か所に設置されている。

1. 公法上の施設であること。
  2. 一の職員がドイツ裁判官法<sup>(80)</sup>に基づく裁判官資格を有すること又は上級の一般公務員の資格を有すること。
- (3) 州は、第1項の規定にかかわらず、外国に所在する教育訓練機関に通学する教育訓練生のために、州立大学、学生互助会又は州奨学金官庁に奨学金官庁を設置することができる。

#### 第40a条 州奨学金官庁

州は、州奨学金官庁を設置することができる。複数の州は、共同で州奨学金官庁を設置することができる。第1文の規定により州奨学金官庁を設置する場合には、第40条第2項第3文第2号の規定は適用しない。

#### 第41条 奨学金官庁の任務

- (1) 奨学金官庁は、他の機関に委託されていない限りにおいて、この法律の実施に必要な任務を行う。申請の処理は、中央の行政機関 [zentrale Verwaltungsstellen]<sup>(81)</sup>が行うことができる。
- (2) 奨学金官庁は、申請の決定に必要な確認を行い、申請を決定し、これに関する通知を発出する。奨学金官庁は、教育訓練生と復興金融公庫が貸付契約を締結する際に、この法律の実施に必要なデータ及び意思表示の受領及び伝達を行うことによって、協力する。
- (3) 奨学金官庁は、連邦及び州の法令に基づく奨学金について、教育訓練生及びその両親に対して助言を行わなければならない。
- (4) 奨学金官庁は、この法律に基づいて奨学金を受給する者について、定期的な電子データの照合により、所得税法第45d条第1項に規定するデータ<sup>(82)</sup>が連邦税務局 [Bundeszentralamt für Steuern] に伝達されたか否か及びいかなるデータが伝達されたかを調査することができる。奨学金官庁は、この目的のために、この法律に基づいて奨学金を受給する者の氏名、生年月日及び住所並びに奨学金官庁の番号及び奨学金番号を連邦税務局に伝達することができる。伝達は、州の所管官庁により指定された州の中央機関 [zentrale Landesstelle] が行うこともできる。奨学金官庁は、伝達されたデータ及びデータ媒体を、データ照合の後遅滞なく返却し、消去し又は廃棄しなければならない。連邦税務局は、伝達されたデータを、第1文に規定する調査の目的に限り使用することができる。伝達されたデータのうち、調査の際に特段の確認がされなかった者に係るものは、遅滞なく消去しなければならない。

#### 第42条（削除）

#### 第43条（削除）

#### 第44条 奨学金会議

- (1) 連邦教育研究省は、連邦参議院の同意を必要としない法規命令<sup>(83)</sup>により、次の各号に掲げる事項について連邦政府に助言を行う奨学金会議を設置することができる。

(80) Deutsches Richtergesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. April 1972 (BGBl. I S. 713).

(81) 連邦奨学金法に係る一般行政規則 41.1.5 によれば、中央の行政機関とは、特にデータ処理等のため、州が設置するものである。Allgemeine Verwaltungsvorschriften zum BAföG vom 15. Oktober 1991 (GMBL S. 770), 41.1.5.

(82) 利子や配当から資本収益税が源泉徴収されるが、所得税法第45d条は、資本収益税の支払事務を行う金融機関に対して、当該税の納税者の個人データを連邦税務局に伝達することを義務付けている。

(83) この規定に基づき、次の法規命令が制定された。Verordnung über die Errichtung eines Beirates für Ausbildungsförderung vom 11. November 1971 (BGBl. I S. 1801).

1. この法律の実施
  2. 奨学金のための法律の規定の改正
  3. 新たな教育訓練の形態の考慮
- (2) 奨学金会議は、この法律を実施する州及び自治体の官庁、ドイツ学生互助会団体、連邦雇用庁、教育訓練機関の教職員団体、教育訓練生、両親、法律学、経済学又は社会学〔分野〕並びに雇用者及び被用者の代表を委員として任命しなければならない。

## 第9章 手続（略）

## 第10章

### 第56条 財源

- (1) この法律の実施のために必要な資金は、第18d条第2項に規定する復興金融公庫のための立替えに必要な額を含め、連邦が負担する。第17条第2項に規定する貸与のための資金は、復興金融公庫が準備することができる。この場合には、資金の準備及び債務不履行のおそれにより復興金融公庫に生じる経費は、連邦が負担する。
- (2) 連邦行政庁は、第17条第2項第1文に規定する貸与について、2015年度以降に回収した額及び利子のうち、総額20億5800万ユーロを州に払い戻さなければならない。各年の支払は、2014年12月31日まで効力を有していたこの項の規定により2012年度から2014年度までに州に払い戻された各年の平均額、ただし、最高でも1年間に連邦行政庁が回収した額及び利子の総額の35パーセントとする。第2文の規定による各年の最高額と2012年度から2014年度までに州に払い戻した各年の平均額との間に差額がある場合には、この差額を翌年度に追加して州に払い戻さなければならないが、この他に当該翌年度に払い戻さなければならない額については、第2文の規定の適用を妨げない。連邦行政庁は、このようにして計算した各年の払戻総額を、2012年度から2014年度までに連邦行政庁に登録された各州の貸与金額の割合で、州に払い戻さなければならない。
- (2a) 復興金融公庫は、2014年12月31日までに支払われた貸付金について、第18d条第1項の規定により連邦に代わって回収した額及び利子の35パーセントを、2012年度から2014年度までに奨学金官庁の支給通知に基づく〔各州の〕貸付金額の割合で、州に払い戻さなければならない。
- (3) 州は、社会法典第10編第50条並びに〔この法律の〕第20条、第37条、第38条及び第47a条の規定により回収した額を連邦に払い戻す。
- (4) 第5条第2項から第5項までの規定により2014年度までに支給された奨学金の場合には、教育訓練生が通常の居所を有する州が、第45条第4項第2文の規定に基づく法規命令に従って所管する州<sup>(84)</sup>に、〔当該州が負担した〕支出額の35パーセントを支払う。

## 第11章 過料、経過規定及び雑則（略）

（わたなべ ふくこ）

---

(84) 外国における教育訓練に対する奨学金を所管する奨学金官庁は、留学国ごとに異なる。例えば、日本における教育訓練を所管するのは、テュービンゲンの奨学金官庁である。次の法規命令に基づく。Verordnung über die örtliche Zuständigkeit für Ausbildungsförderung im Ausland vom 6. Januar 2004 (BGBl. I S. 42).